

長瀬町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

長 瀬 町

－ 目次 －

1. はじめに.....	1
1-1. 計画策定の背景と目的.....	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 計画策定・改訂の目的.....	2
1-2. 対象範囲.....	2
1-3. 計画の位置づけ.....	4
1-4. 計画期間.....	4
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し.....	5
2-1. 人口の現状と見通し.....	5
2-2. 財政の状況と見通し.....	6
(1) 歳入（普通会計）.....	6
(2) 歳出（普通会計）.....	7
2-3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し.....	8
(1) 公共施設の状況.....	8
(2) インフラ資産の状況.....	12
(3) 過去に行った対策の実績.....	12
(4) 有形固定資産減価償却率の推移.....	14
(5) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し.....	15
2-4. 現状や課題に関する基本認識.....	26
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	27
3-1. 公共施設等マネジメントの基本方針.....	27
(1) 基本方針.....	27
3-2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	29
(1) 点検・診断の実施方針.....	29
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	29
(3) 安全確保の実施方針.....	30
(4) 耐震化の実施方針.....	30
(5) 長寿命化の実施方針.....	30
(6) ユニバーサルデザイン化の推進.....	31
(7) 統合や廃止の推進方針.....	31

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32
4-1. 公共施設	32
(1) 住民文化系施設	32
(2) 社会教育系施設	33
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	33
(4) 学校教育系施設	34
(5) 保健・福祉施設	35
(6) 行政系施設	36
(7) 公営住宅	37
(8) 公園	37
(9) その他	38
4-2. インフラ資産	39
(1) 道路、林道	39
(2) 橋りょう	39
5. 推進体制	41
5-1. 全庁的な取り組み体制の構築、情報管理・共有のあり方	41
(1) 全庁的な取り組み体制	41
(2) 情報の一元管理	41
5-2. フォローアップの実施方針	42
(1) PDCA サイクルによる計画の推進	42
(2) 住民との情報共有	42
資料編	43
資-1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件	44
(1) 公共施設	44
(2) インフラ資産	45

1.はじめに

1-1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

全国の地方公共団体では、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代の高度経済成長期に公共施設等が集中的に整備されています。これらの公共施設等は整備後 40～50 年以上が経過し、建替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしており、公共施設等の老朽化への対策が大きな課題となっています。

また、少子高齢化の急速な進行に伴い、財政の歳出における扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後は全国的に既存の公共施設等の更新に充当できる財源は、減少傾向になると予測されています。

さらに、人口減少、高齢化の進行等による社会・人口構造の変化に伴って、公共施設等の利用需要も変化しつつあり、このような公共施設等を取り巻く現状と将来予測の中で、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を実現することが全国共通の課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請しました。

長瀬町においても、小・中学校などの公共施設、道路や橋りょうなどのインフラ資産の多くが昭和 50 年代から平成初期にかけて建設・整備され、施設の老朽化が進行しつつあるとともに、改修や更新が必要な時期を迎えようとしています。

厳しい財政状況の中、施設の改修や更新にかかる多額の費用に充当できる財源は限られており、将来的に全ての施設等をこのまま維持していくことは困難であると予測されます。

そのため、平成 29 年 3 月に「長瀬町公共施設等総合管理計画」を策定し、この計画に基づき、平成 30 年 5 月に「長瀬町橋梁長寿命化計画」、令和 2 年 3 月に「長瀬町公共施設長寿命化計画」、令和 3 年 3 月に「長瀬町個別施設計画（舗装）」、令和 4 年 1 月に「第 2 期長瀬町町営住宅長寿命化計画」を策定し、公共施設等マネジメントを推進しているところです。

この間、国では平成 30 年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を、令和 3 年 1 月には「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を公表し、個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを求めています。

(2) 計画策定・改訂の目的

本計画は、長瀬町が保有する公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や課題を整理し、将来のまちの姿を見据えた、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理の推進を目的に策定するものです。

また、本計画は策定から5年経過し、不断の見直しを求められていることや令和3年度中の見直しを要請されていることから、社会情勢の変化や個別施設計画等を踏まえ改訂するものです。

1-2. 対象範囲

本計画の対象は町有財産のうち、公共施設（公共建築物を有する施設）及び、インフラ資産とします。

公共施設については、住民文化系施設、社会教育系施設、学校教育系施設、行政系施設などの9分類、インフラ資産については、道路、林道、橋りょうの3分類を対象として、現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を検討します。

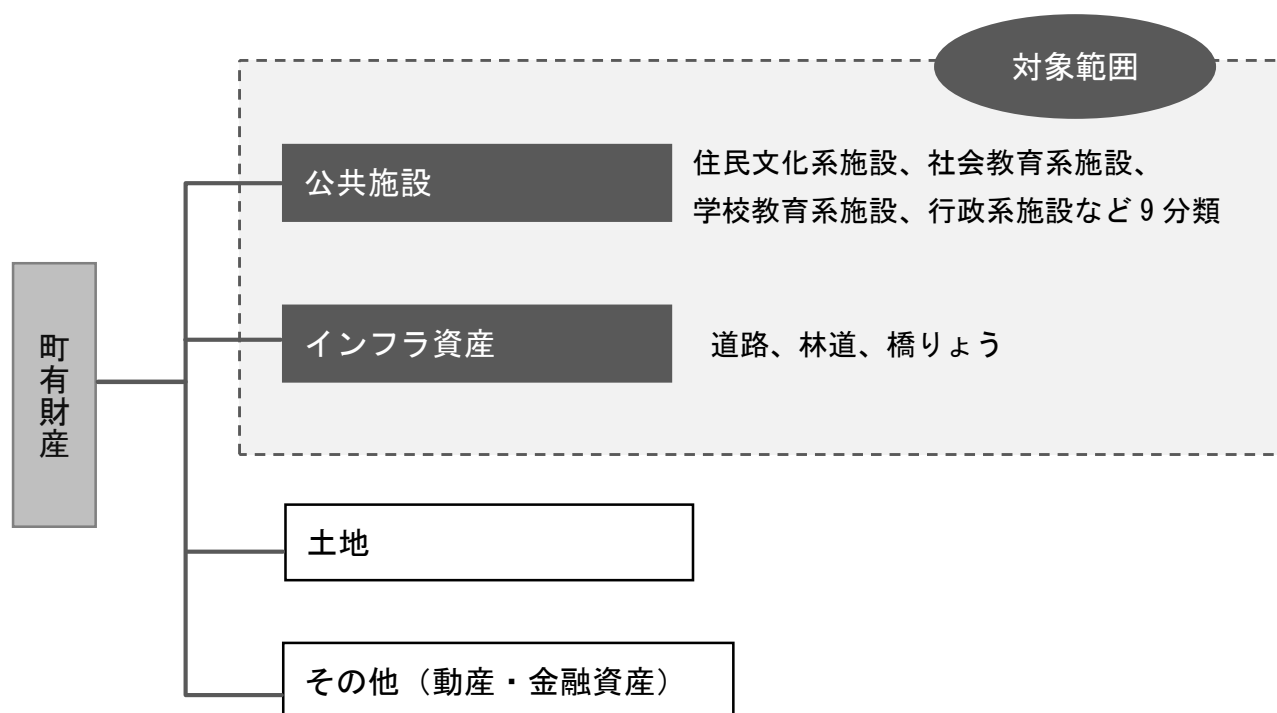


図 1-1 対象範囲

表 1-1 公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
住民文化系施設	集会施設	中央公民館、井戸風布地区コミュニティ集会所、長瀬町憩の家センター、岩田地区コミュニティ集会所、風布地区コミュニティ集会所、樋口地区コミュニティ集会所、野上コミュニティ集会所、矢那瀬集落農業センター、唐沢集落農業センター、下山集落農業センター、宮沢集落農業センター、美しいむらづくり井戸農村センター、袋団地集会所、塚越団地集会所
社会教育系施設	博物館等	郷土資料館、国指定重要文化財旧新井家住宅
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合グラウンド 管理棟・トイレ、町民プール
	レクリエーション施設・観光施設	観光情報館、サイクルステーション
学校教育系施設	学校	長瀬第一小学校、長瀬第二小学校、長瀬中学校
	その他教育施設	学校給食センター
保健・福祉施設	保健施設	保健センター
	社会福祉施設	高齢者障がい者いきいきセンター、世代間交流支援センター、多世代ふれ愛ベース長瀬
行政系施設	庁舎等	長瀬町役場
	その他行政系施設	長瀬地区コミュニティ消防センター（消防団第1分団第1部）、本・中野上地区コミュニティ消防センター（消防団第1分団第2部）、消防団第1分団第3部、消防団第2分団第1部、消防団第2分団第2部、消防団第2分団第3部、消防団第2分団第4部、消防倉庫、法人事務所
公営住宅	公営住宅	袋団地、塚越団地、根岸団地、蔵宮団地
公園	公園	蓬莱島公園（トイレ）、長瀬地区公園（トイレ）
その他	その他	岩畳観光トイレ、長瀬駅前観光トイレ、彩の国観光トイレ、宝登山観光トイレ、野上駅前観光トイレ、宝登山並木参道公衆トイレ、花の里公衆トイレ、公衆トイレ（上袋区高砂弁財天境内）、公衆トイレ（小坂区諏訪神社境内）、長瀬アルプス観光トイレ、岩田観光トイレ

令和3年度調査時点

表 1-2 公共施設の増減

大分類	中分類	平成28年度時点		令和3年度現在		変更の理由
		施設名	延床面積 (㎡)	施設名	延床面積 (㎡)	
住民文化系施設	集会施設	自然環境活用センター（流水プール）	490.12	-	-	
子育て支援施設	幼児・児童施設	放課後児童クラブ室	96.81	-	-	学校内にあるため
保健・福祉施設	社会福祉施設	-	-	多世代ふれ愛ベース長瀬	431.23	
公園	公園	-	-	長瀬地区公園（トイレ）	28.14	
その他	その他	-	-	長瀬アルプス観光トイレ	18.93	
その他	その他	大正館脇公衆トイレ	50.00	-	-	
その他	その他	公衆トイレ（井戸下郷区岩根神社境内）	7.20	-	-	

1-3. 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に策定した国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」や「長瀬町総合振興計画」を踏まえて策定するもので、長瀬町の今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものです。さらに、今後の各施設の具体的な対応方針を定めた個別施設計画の指針となるものです。

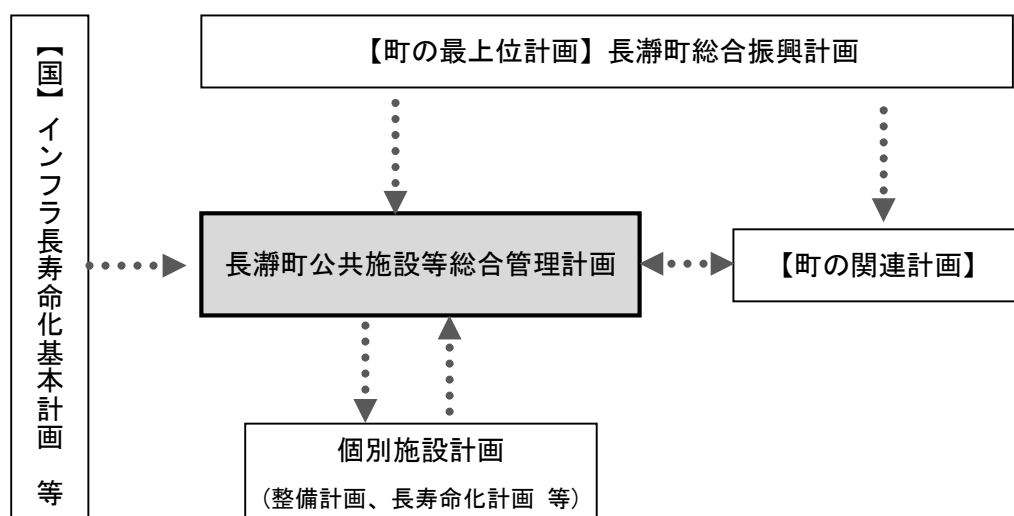


図 1-2 計画の位置づけ

1-4. 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であるため、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間とします。

なお、概ね 10 年ごとに見直すことを基本とし、今後の上位計画などの変更や、社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

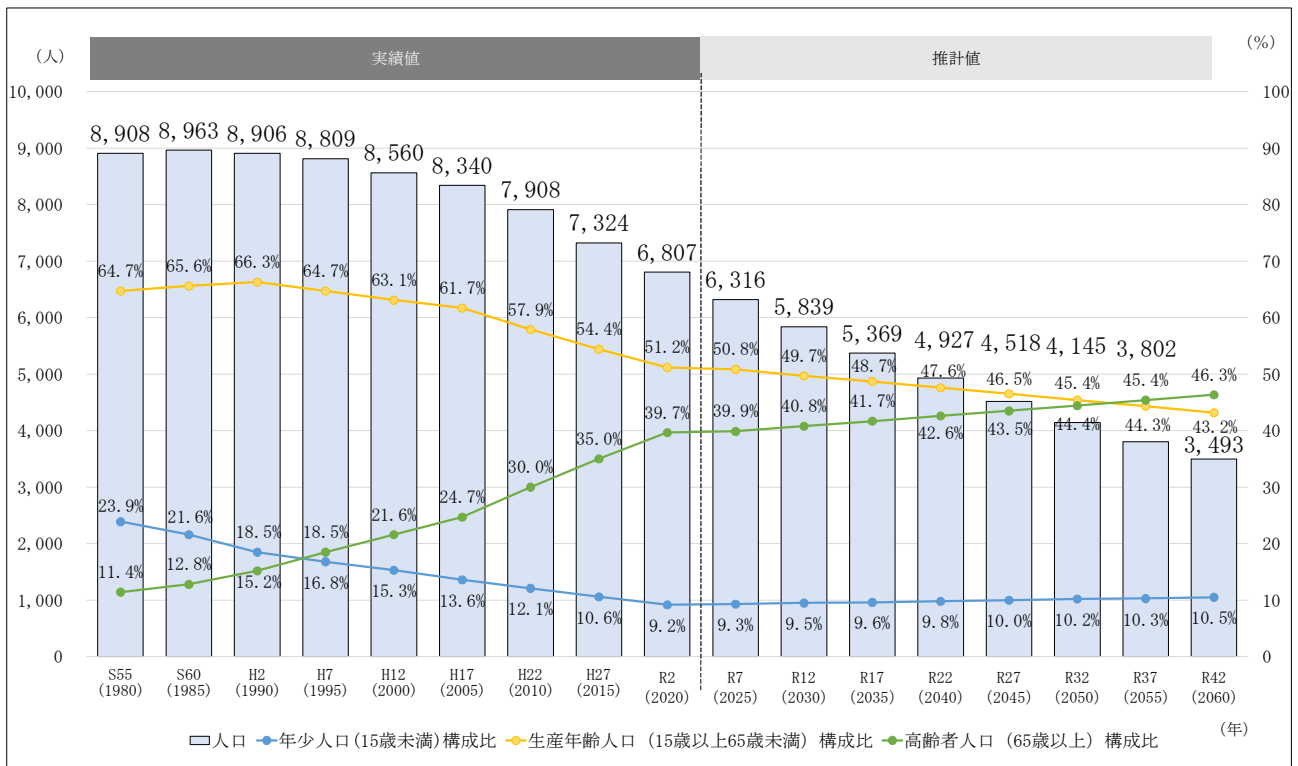
計画期間 40 年
(平成 29 年度から令和 38 年度まで)

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1. 人口の現状と見通し

長瀬町の総人口は昭和 60 年の 8,963 人をピークに、その後は一貫して減少し、令和 2 年では 6,807 人となっています。「長瀬町第 2 期人口ビジョン」の推計によると、今後も一貫して減少が続き、令和 12 年には 6 千人を下回る見通しとなっています。

年齢 3 階層別の人口構成比をみると、令和 2 年の年少人口構成比は 9.2%、生産年齢人口構成比は 51.2%、高齢者人口構成比は 39.7%となっています。今後も引き続き、生産年齢人口構成比の減少、高齢者人口構成比の増加が推計され、少子高齢化がますます進行していくと予測されており、人口構造の変化への対応が必要です。



出典：実績値は「国勢調査」、推計値は「第 2 期長瀬町人口ビジョン」

図 2-1 総人口の推移と見通し

※端数処理の関係で、比率の合計が 100%にならない場合がある。

2-2. 財政の状況と見通し

(1) 歳入（普通会計）

歳入の状況をみると、令和2年度の歳入総額は約42億円で、平成23年度から令和元年度までは約33～35億円で推移しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の国庫支出金が多いため増加しています。歳入の内訳をみると、自主財源である地方税は令和2年度では約8.2億円で、全体の約1/5となっています。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う地方税の減収などにより、自主財源の確保が困難になり、厳しい財政運営となることが懸念されます。

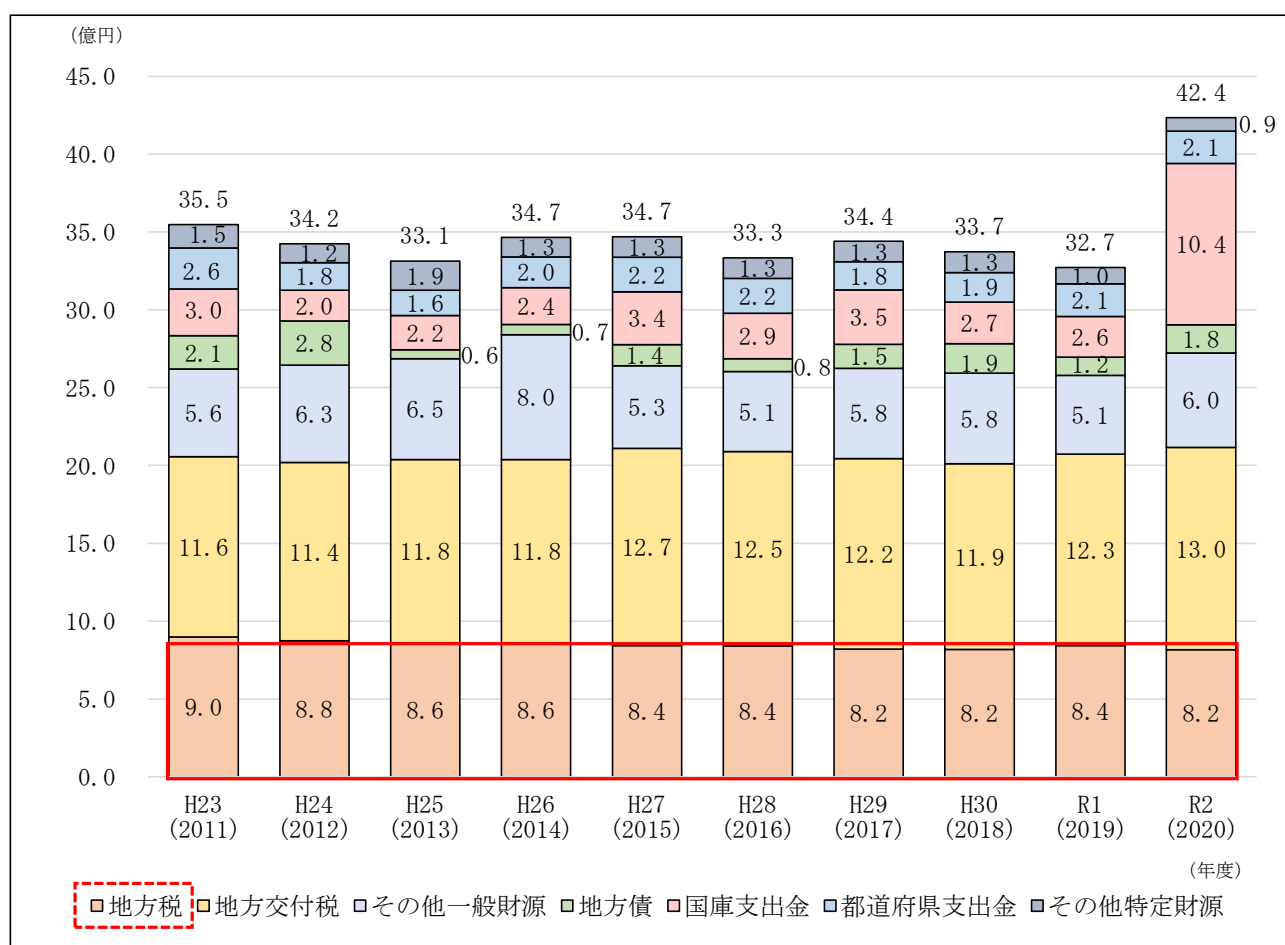


図 2-2 歳入（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※地方税：市町村が収入する税の総称。住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等。

※地方交付税：国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金。

※一般財源：いかなる経費についても使用できる収入。地方税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金。

※地方債：市町村が1会計年度を超えて行う借入れ。

※国庫支出金：国から市町村へ交付される補助金等の総称。

※都道府県支出金：市町村が行う事業に対して都道府県から交付され、使い道が決められている支出金。

※特定財源：一定の用途にのみ使用できる収入。国庫支出金、都道府県支出金、地方債等。

(2) 歳出（普通会計）

歳出の状況をみると、令和2年度の歳出総額は約41億円で、平成23年度から令和元年度までは約32億円で推移しています。歳出の内訳をみると、義務的経費のうち扶助費は平成25年度までは約3.8億円で推移していましたが、平成26年度以降は約4.1～4.6に増加しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の補助費等が多いため、増加しています。

今後も高齢者の増加が予測されており、さらなる扶助費の増加が見込まれることから、公共施設等にかかる投資的経費に充当される財源の確保が、より一層厳しくなる見通しです。

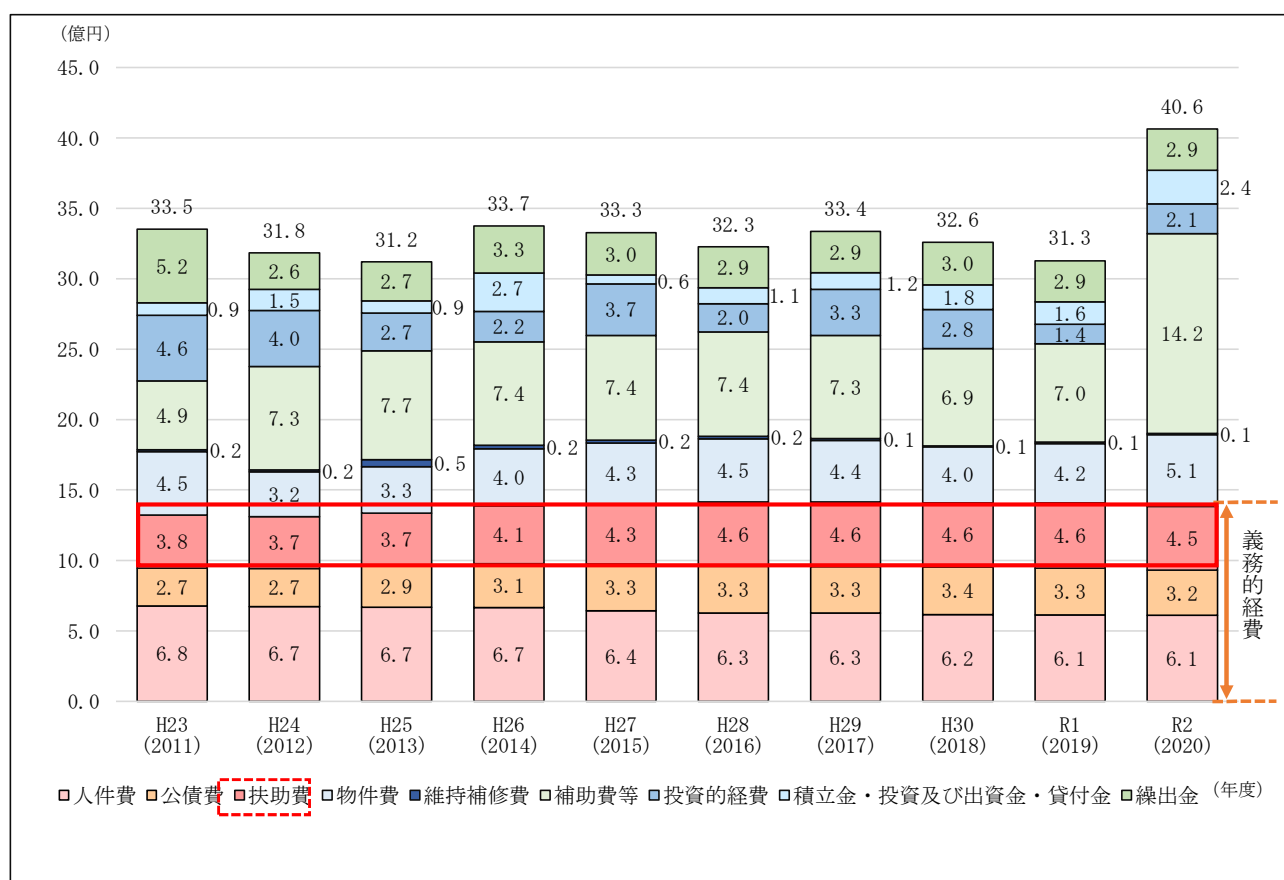


図 2-3 歳出（普通会計）の推移

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※人件費：職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等。

※公債費：地方公共団体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金及び一時借入金の利子の合算額。

※扶助費：社会保障制度の一環として、生活保護法などの各種法令に基づいて支払われる経費、及び地方公共団体が単独で行っている住民福祉に要する経費。

※物件費：消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託などに要する経費。

※維持補修費：公共施設等の維持に要する経費。

※補助費等：法適用企業に対する負担金、さまざまな団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等。

※投資的経費：公共施設等の新增設等の建設事業に要する経費。

※繰出金：普通会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療（老人保健医療）等に対する普通会計の負担金。

※義務的経費：人件費、扶助費、公債費など、性質上容易に削減することができない経費。

2-3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

① 施設の保有状況

長瀬町の公共施設は 55 施設あり、総延床面積は 33,869 m²となっています。施設分類別の延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が 14,311 m²で最も多く、公共施設全体の 42.3%を占めています。次いで、公営住宅が 5,797 m²で 17.1%、行政系施設が 5,512 m²で 16.3%となっています。

平成 28 年度調査時点の公共施設保有量と比べて、施設数は 1 施設増加し、延床面積は約 1,100 m²（全体の約 3%）増加しています。延床面積でみると、住民文化系施設、学校教育系施設は減少し、スポーツ・レクリエーション系施設や保健・福祉施設などが増加しています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	施設				延床面積			
	施設数			割合 (令和3年度) (%)	延床面積 (m ²)			割合 (令和3年度) (%)
	平成28年度 調査時点	令和3年度 調査時点	増減		平成28年度 調査時点	令和3年度 調査時点	増減	
住民文化系施設	15	14	▲ 1	25.5	4,533	4,043	▲ 490	11.9
社会教育系施設	2	2	0	3.6	530	597	67	1.8
スポーツ・レクリエーション系施設	3	4	1	7.3	537	1,429	892	4.2
学校教育系施設	4	4	0	7.3	14,363	14,311	▲ 52	42.3
保健・福祉施設	3	4	1	7.3	1,005	1,721	716	5.1
行政系施設	10	10	0	18.2	5,512	5,512	0	16.3
公営住宅	4	4	0	7.3	5,797	5,797	0	17.1
公園	1	2	1	3.6	49	77	28	0.2
その他	12	11	▲ 1	20.0	421	383	▲ 38	1.1
合計	54	55	1	100.0	32,747	33,869	1,122	100.0

令和3年度調査時点

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

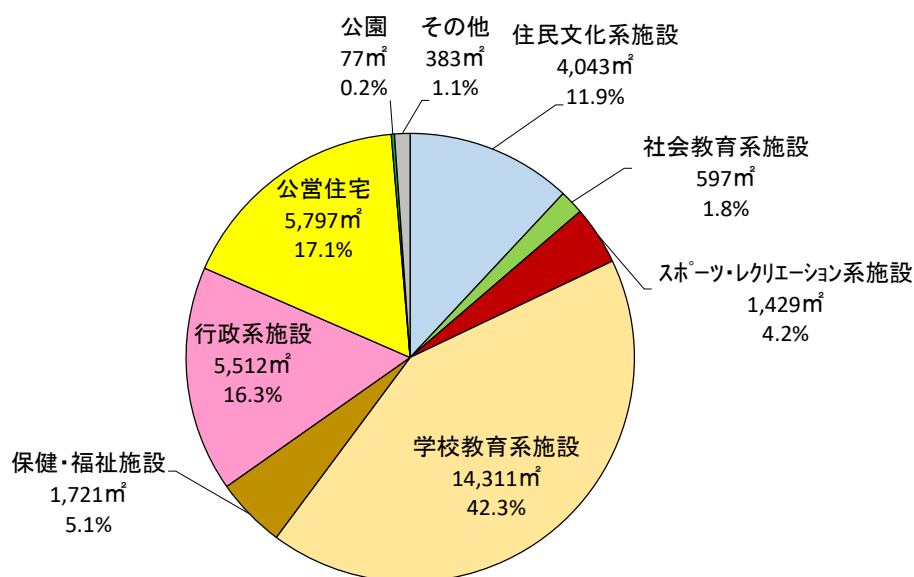


図 2-4 公共施設の施設分類別延床面積

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

② 老朽化の状況

長瀬町では、昭和 40 年代後半から現在まで、住民ニーズなどに対応するために学校教育系施設、公営住宅、住民文化系施設などの各種公共施設の整備を進めてきました。

現在では、建築後 30 年以上経過している施設の延床面積が 24,441 m²と、公共施設全体の 72.2%を占めています。一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の大規模改修や更新等にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

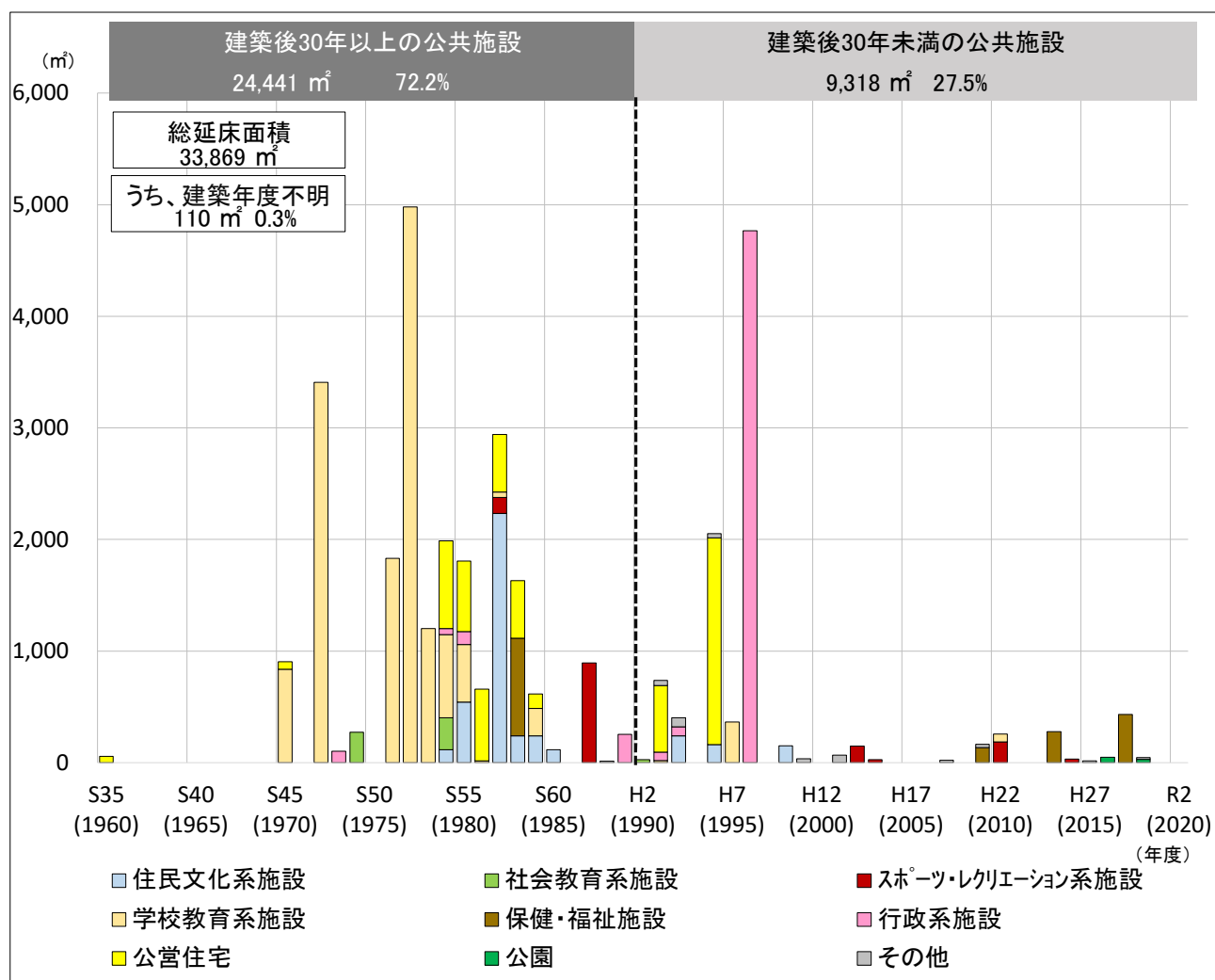


図 2-5 公共施設の建築年度別延床面積

令和 3 年度調査時点

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

③ 耐震化の状況

新耐震基準※の公共施設の延床面積は17,208 m²で、公共施設全体の50.8%を占めています。一方、旧耐震基準※の公共施設の延床面積は16,551 m²で、公共施設全体の48.9%を占めています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、学校教育系施設に旧耐震基準の施設が多くありますが、ほとんどの施設が耐震補強済みで耐震性を満たしています。

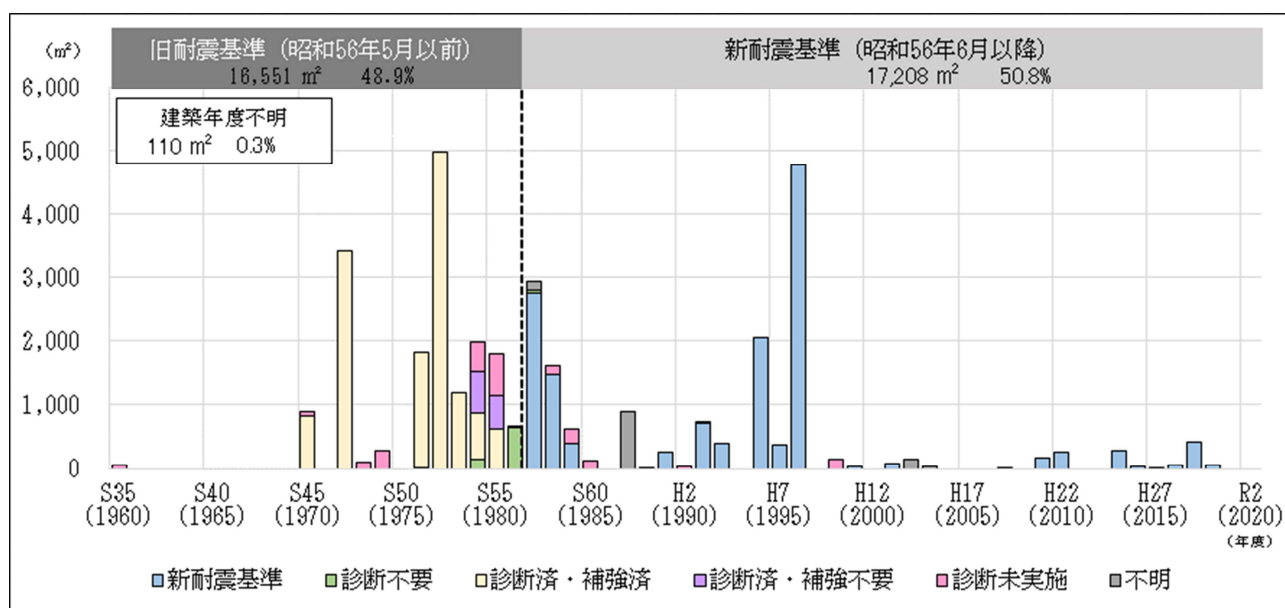


図 2-6 公共施設の耐震化状況

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

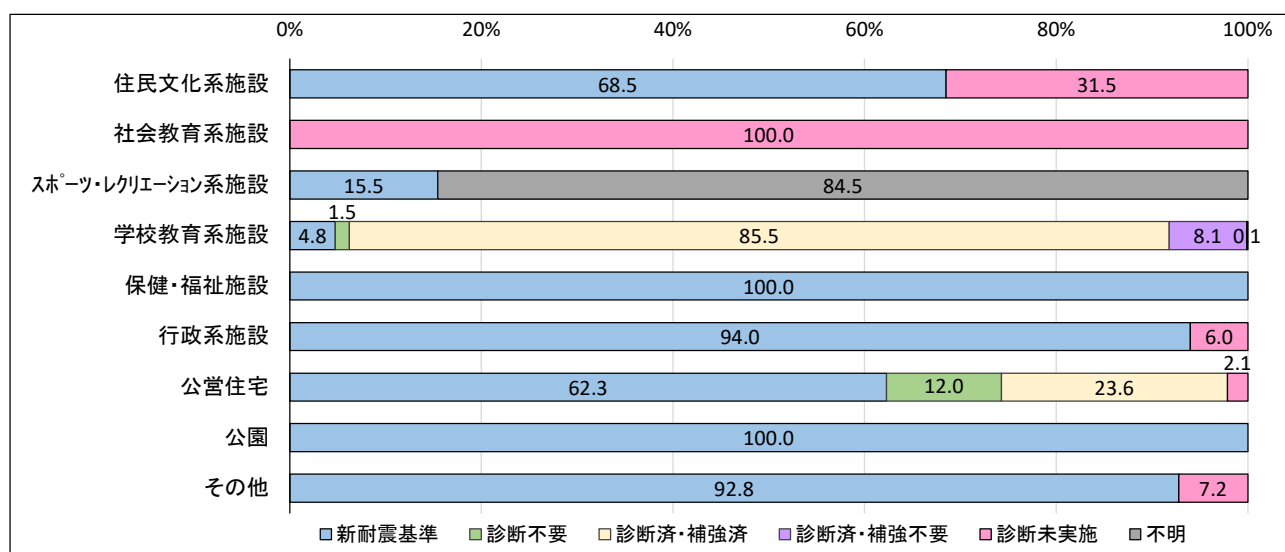


図 2-7 施設分類別の耐震化状況

④ 1人当たりの公共施設の延床面積

長瀬町の1人当たりの公共施設の延床面積は、約4.89 m²/人であり、全国（約3.68 m²/人）や類似自治体※（約3.99 m²/人）を上回っています。

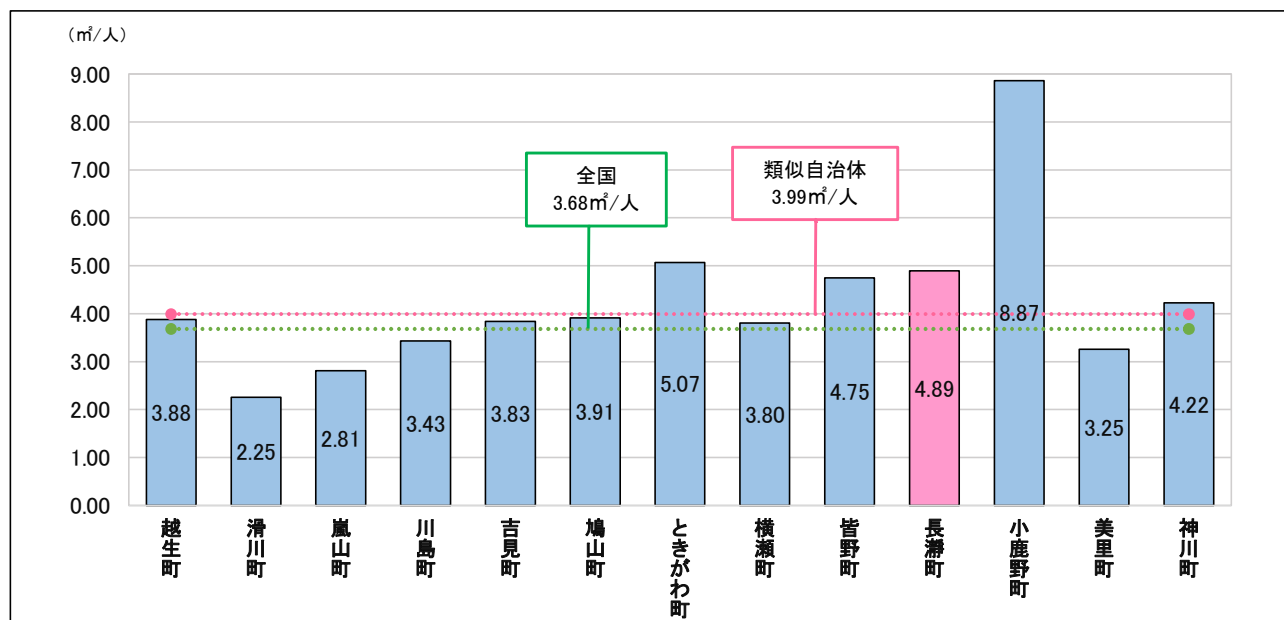
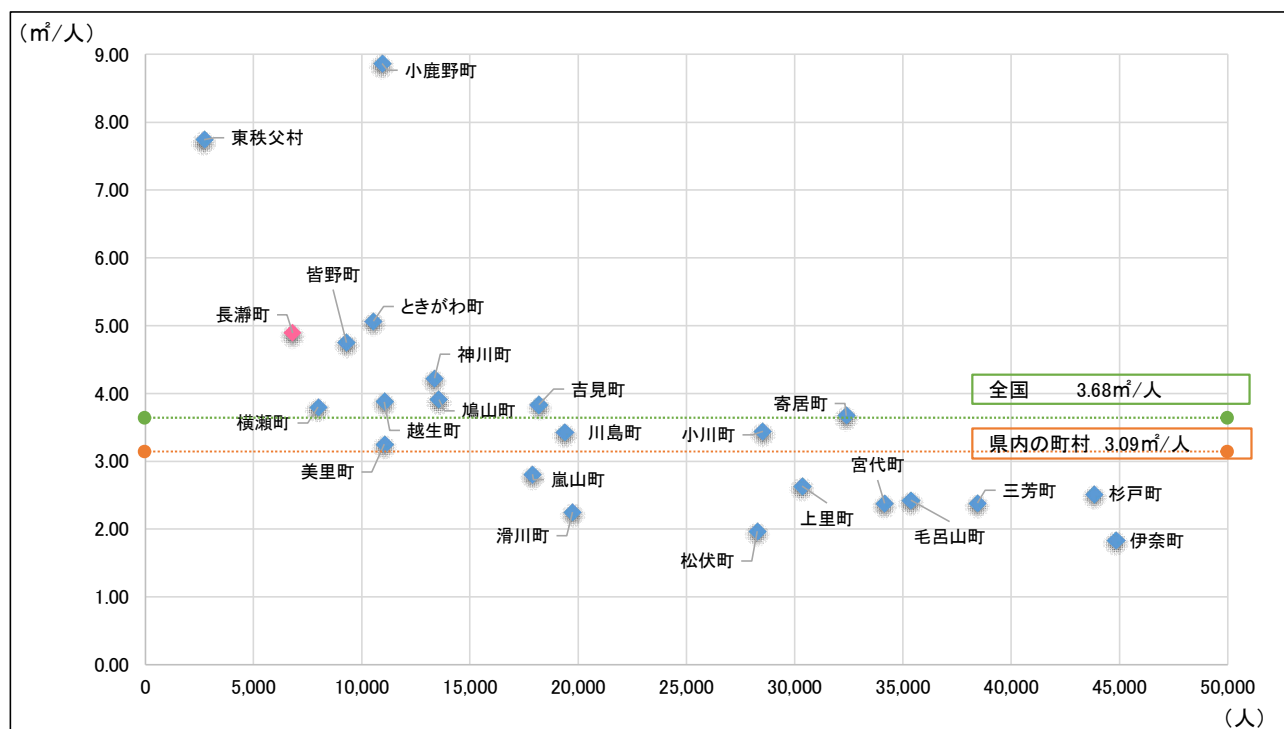


図 2-6 1人当たりの公共施設の延床面積の比較（類似自治体との比較）

※類似自治体は埼玉県内の人口2万人以下の町としている。

出典：公共施設の延床面積：総務省「公共施設状況調（平成30年度）」
人口：国勢調査（令和2年）



【参考】 1人当たりの公共施設の延床面積の比較（埼玉県内の町村との比較）

(2) インフラ資産の状況

インフラ資産は、住民の生活や産業・経済活動を支える必要不可欠なものです。住民の安全・利便性の向上や都市の活性化に向けて、将来にわたってインフラ資産を適正に管理していくことが必要です。

長瀬町のインフラ資産の保有量は、次のとおりであり、道路・橋りょうは平成 28 年度調査時点より延長、面積ともに増加しています。

表 2-2 主なインフラ資産の保有状況

分類	種別	数量			
		平成28年度 調査時点		令和3年度 調査時点	増減
道路	一級町道	延長	7,816 m	8,953 m	1,137
		面積	70,584 m ²	79,132 m ²	8,548
	二級町道	延長	14,180 m	14,218 m	38
		面積	76,594 m ²	76,822 m ²	228
	その他の町道	延長	169,454 m	170,406 m	952
		面積	407,322 m ²	407,920 m ²	598
	計	延長	191,450 m	193,577 m	2,127
		面積	554,500 m ²	563,874 m ²	9,374
林道		延長	12,026 m	12,026 m	0
橋りょう		延長	742 m	769 m	27
		面積	2,531 m ²	2,624 m ²	93

(3) 過去に行った対策の実績

平成 29 年度以降に実施した対策は、次のとおりです。

①点検・診断

公共施設ごとに建築基準法等に基づく法定点検を実施しました。

平成 30 年度には、「劣化状況調査マニュアル」を作成し、職員が自主的に劣化状況調査、劣化度評価を実施しました。

②大規模改修等

平成 29 年度以降に、公共施設を対象に実施した主な工事等は次のとおりです。

実施年度	施設分類	施設名	対象棟・工事内容
平成 29 年度	公営住宅	塚越団地	町営住宅塚越団地外壁等改修工事（5 棟 10 戸）

実施年度	施設分類	施設名	対象棟・工事内容
令和元年度	行政系施設	長瀬町役場	長瀬町役場庁舎昇降機リニューアル
	公営住宅	袋団地	町営住宅袋団地外壁等改修工事（2棟8戸）
令和2年度	学校教育系施設	長瀬第一小学校	学校情報通信ネットワーク環境整備工事
		長瀬第二小学校	学校情報通信ネットワーク環境整備工事
		長瀬中学校	学校情報通信ネットワーク環境整備工事
	行政系施設	長瀬町役場	長瀬町役場庁舎空調設備更新工事

③民間活用（指定管理等）

実施年度	施設分類	施設名	民間活用の概要
毎年	保健・福祉施設	高齢者障がい者いきいきセンター	高齢者障がい者いきいきセンターの運営等について指定管理者制度を活用【契約期間2年】
毎年	スポーツ・レクリエーション系施設	観光情報館	観光情報館の運営等について指定管理者制度を活用【契約期間3年】
		サイクルステーション	サイクルステーションの管理運営等について指定管理者制度を活用【契約期間3年】

④個別施設計画の策定

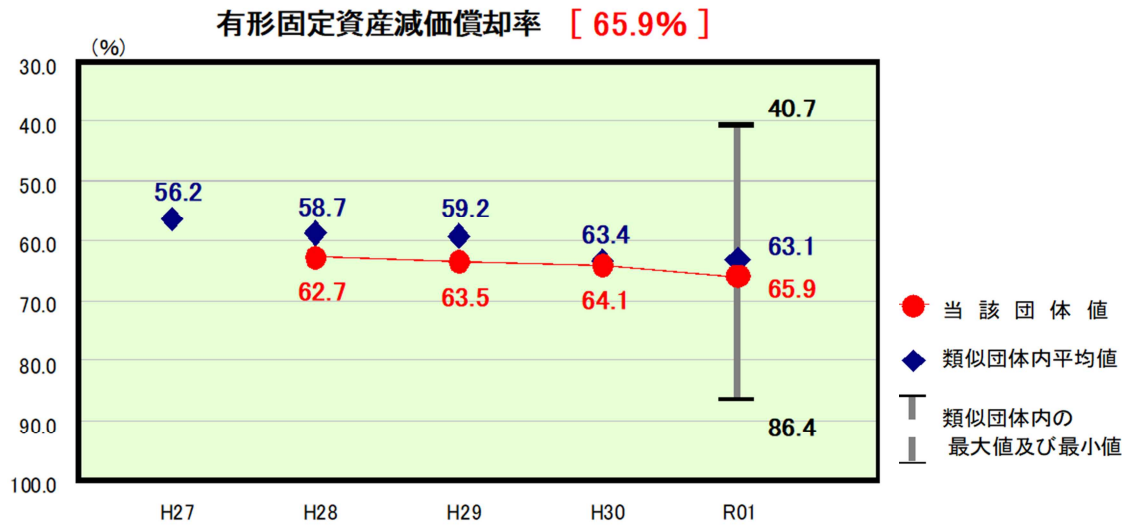
- ・長瀬町橋梁長寿命化修繕計画（平成30年5月）
- ・長瀬町公共施設長寿命化計画（令和2年3月）
- ・長瀬町個別施設計画（舗装）（令和3年3月）
- ・第2期長瀬町町営住宅長寿命化計画（令和4年1月）

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるか、いわゆる老朽化を把握する指標です。

本町の有形固定資産減価償却率は、令和元年度で 65.9% となっており、全国平均 63.4%、埼玉県平均 62.8% 及び類似団体内平均値 63.1% より高い水準にあり、類似団体内の順位は 58 団体中 42 番目です。

今後、老朽化した施設の統廃合や改修・更新・除却など、本計画及び個別施設計画に基づき、検討を進める必要があります。



出典：令和元年度財政状況資料集（総務省）

※類似団体：「人口」と「産業構造」に基づき、総務省が設定しています。県内では横瀬町、皆野町が類似団体となっています。

【有形固定資産減価償却率算定式】

算定式	
有形固定資産 減価償却率	$= \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$

※土地等の非償却資産：貸借対照表の事業用資産の土地、立木竹、建設仮勘定、インフラ資産の土地、建設仮勘定及び物品の合計。

(5) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

① 公共施設

ア) 基本的な考え方

公共施設の将来の更新等費用の見通しについては、次の条件で整理します。

- ・平成 29 年度から令和 2 年度までは過去の投資的経費のうちの既存更新分
- ・令和 3 年度は既存更新分の過去 5 年間（平成 28 年度から令和 2 年度）の平均値
- ・対策の効果額を試算するために、単純更新と長寿命化したケースの試算の比較を行います。
- ・単純更新については、令和 4 年度から令和 38 年度までは総務省監修の「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づいて試算します。
- ・長寿命化については、令和 4 年度から令和 38 年度までは「長瀬町公共施設長寿命化計画」（平成 28 年度）を参考とします。

表 2-3 公共施設に係る投資的経費

(単位：千円)

区分		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会計	既存更新分	45,333	20,259	59,048	56,279	92,275	54,639
	新規整備分	55,635	205,382	104,830	10,700	56,058	86,521
	用地取得分	5	6,818	0	5,074	1,281	2,636
	合計	100,973	232,459	163,878	72,053	149,614	143,795

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修をするための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

イ) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

長瀬町が所有する公共施設を今後も維持し続けた場合に必要となる更新等にかかる費用は、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に約 131.4 億円と推計されます。今後、35 年間の費用は 128.6 億円となり、これを年平均に置き換えてみると約 3.7 億円/年と試算されます。過去 5 年間の公共施設にかかる投資的経費実績額の平均である約 0.5 億円/年と比較すると、年間約 3.2 億円の不足が生じることとなります。

令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間は、約 16.3 億円の費用が必要になるものと推計されます。

その後の令和 9 年度から令和 18 年度の 10 年間は、長瀬第二小学校や長瀬中学校等の更新時期を迎えることから約 30.0 億円、令和 19 年度から令和 28 年度の 10 年間は、長瀬第一小学校等の更新時期を迎えることから約 59.6 億円の費用がかかると推計されます。

表 2-4 施設類型ごとの将来の更新等費用の推計

分類	将来の更新等費用(億円)					
	平成29年度 ～令和3年度 実績	令和4年度 ～令和8年度	令和9年度 ～令和18年度	令和19年度 ～令和28年度	令和29年度 ～令和38年度	令和4年度 ～令和38年度 (35年間合計)
住民文化系施設	2.8	2.7	5.7	13.8	1.8	24.0
社会教育系施設		0.4	1.1	1.2	0.1	2.7
スポーツ・レクリエーション系施設		0.1	0.4	0.9	3.2	4.6
学校教育系施設		2.0	16.1	29.8	0.9	48.7
保健・福祉施設		0.9	0.0	4.0	0.9	5.7
行政系施設		6.6	6.4	0.7	8.1	21.9
公営住宅		3.3	0.2	9.0	7.0	19.5
公園		0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
その他		0.3	0.2	0.1	0.7	1.3
合計	2.8	16.3	30.0	59.6	22.7	128.6

※令和3年度の実績値は、平成28年度～令和2年度までの5年間の平均値としている。

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

ウ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

長瀬町公共施設長寿命化計画に基づき試算した結果、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間で約 64.7 億円となり、耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較して、約 66.7 億円の縮減となります。今後の見通しとしては、令和 4 年度から令和 38 年度までの 35 年間で約 61.9 億円、年平均で約 1.8 億円が必要となり、充当可能な財源（過去 5 年間の公共施設にかかる投資的経費の実績）年平均約 0.5 億円に対し、約 1.3 億円の超過となります。

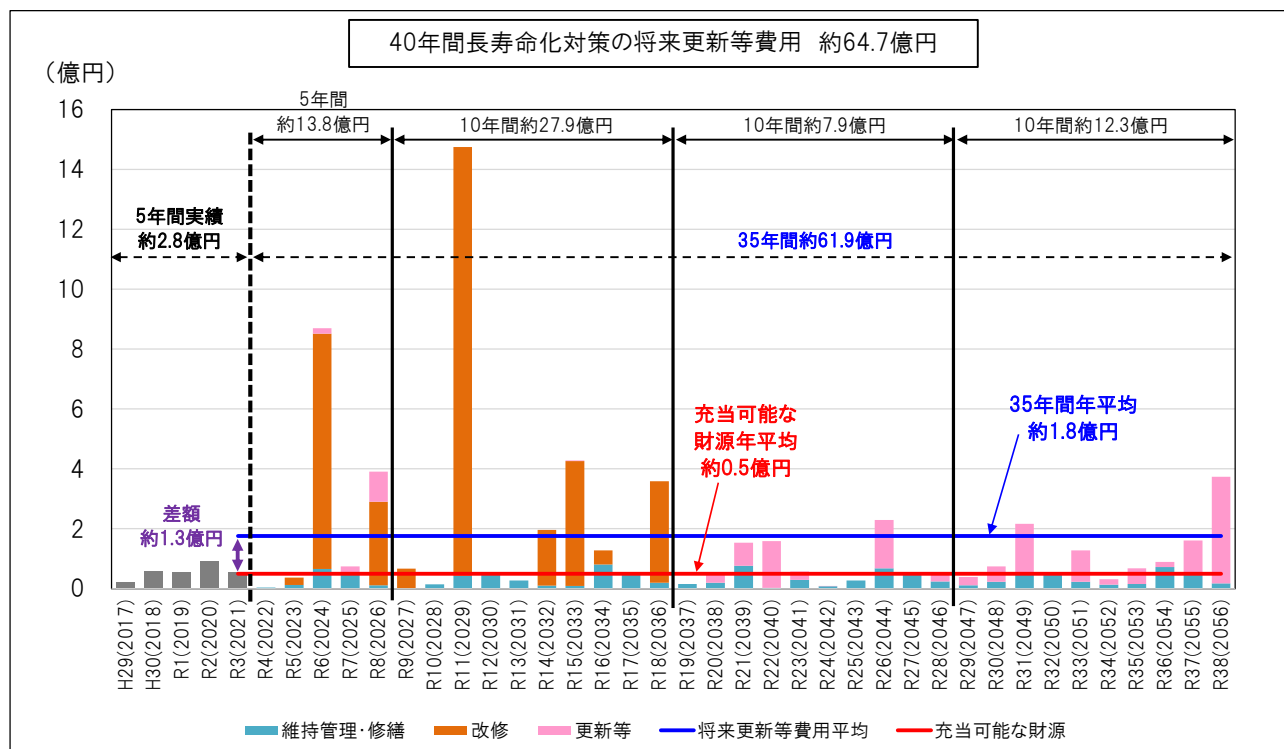


図 2-11 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

※充当可能な財源：投資的経費実績額の平成 28 年度から令和 2 年度の 5 ヶ年平均。

大きな費用の内容は、図 2-12 に示すとおり、令和 6 年度の長瀬中学校校舎改修、令和 8 年度の長瀬中学校校舎・体育館改修、令和 11 年度の長瀬第一小学校校舎改修及び中央公民館改修などとなっています。

単純更新と長寿命化を比較すると表 2-5 に示すとおり、当初 10 年間では約 2.5 億円の縮減、令和 9 年度からの 10 年間では約 2.1 億円の縮減となり、令和 19 年度から令和 28 年度までの 10 年間では約 51.7 億円の縮減効果が期待できます。

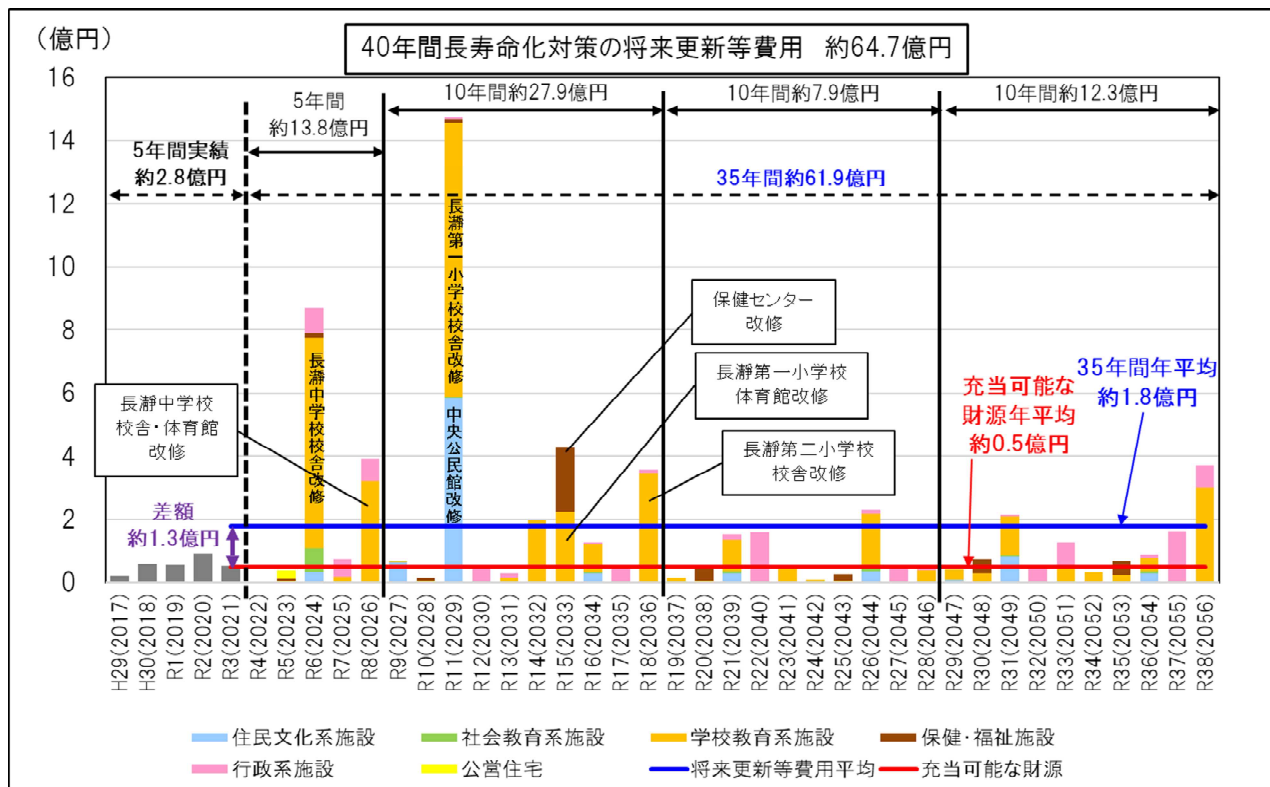


図 2-12 施設分類別の将来更新等費用の見込み

※充当可能な財源：投資的経費実績額の平成 28 年度から令和 2 年度の 5 カ年平均。

表 2-5 長寿命化対策による効果（公共施設）

	H29～R8 (10 年間)	R9～R18 (10 年間)	R19～R28 (10 年間)	R29～R38 (10 年間)	合計 (40 年間)	40 年間の 平均
単純更新	約 19.1 億円 (実績 約 2.8 億円)	約 30.0 億円	約 59.6 億円	約 22.7 億円	約 131.4 億円	約 3.3 億円
長寿命化 対策	約 16.6 億円 (同上)	約 27.9 億円	約 7.9 億円	約 12.3 億円	約 64.7 億円	約 1.6 億円
効果 (差)	約 2.5 億円	約 2.1 億円	約 51.7 億円	約 10.4 億円	約 66.7 億円	約 1.7 億円

② インフラ資産

ア) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

インフラ資産の将来の更新等費用の見通しについては、次の条件で整理します。

- ・平成 29 年度から令和 2 年度までは過去の投資的経費のうちの既存更新分
- ・令和 3 年度は既存更新分の過去 5 年間（平成 28 年度から令和 2 年度）の平均値
- ・対策の効果額を試算するために、単純更新と長寿命化したケースの試算を行い、比較を行います。
- ・単純更新については、令和 4 年度から令和 38 年度までは総務省監修の「公共施設等更新費用試算ソフト」に基づいて試算します。
- ・長寿命化については、道路は、令和 5 年度から令和 11 年度までは長瀬町個別施設計画（舗装）、令和 12 年度から令和 38 年度までは従来の総務省方式で補完します。
- ・橋りょうは、長瀬町橋梁長寿命化計画を参考とします。

表 2-6 インフラ資産に係る投資的経費

道路

(単位：千円)

区分		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会 計	既存更新分	91,290	86,353	46,794	12,608	11,566	49,722
	新規整備分	0	0	59,273	25,785	32,986	23,609
	用地取得分	6,494	7,251	972	7,352	8,976	6,209
	合計	97,784	93,604	107,039	45,745	53,528	79,540

橋りょう

(単位：千円)

区分		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普 通 会 計	既存更新分	0	0	5,586	19,869	7,628	6,617
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	5,586	19,869	7,628	6,617

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修をするための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

イ) 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

長瀬町が所有するインフラ資産を今後も維持し続けた場合に必要となる更新等にかかる費用は、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に約 74.1 億円と推計され、今後、35 年間の費用は約 71.6 億円となり、これを年平均に置き換えてみると約 2.0 億円/年と試算されます。過去 5 年間のインフラ資産にかかる投資的経費実績額の平均である約 0.6 億円/年と比較すると、年間約 1.4 億円の不足が生じることとなります。

令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間は、約 9.7 億円の費用が必要になるものと推計されます。

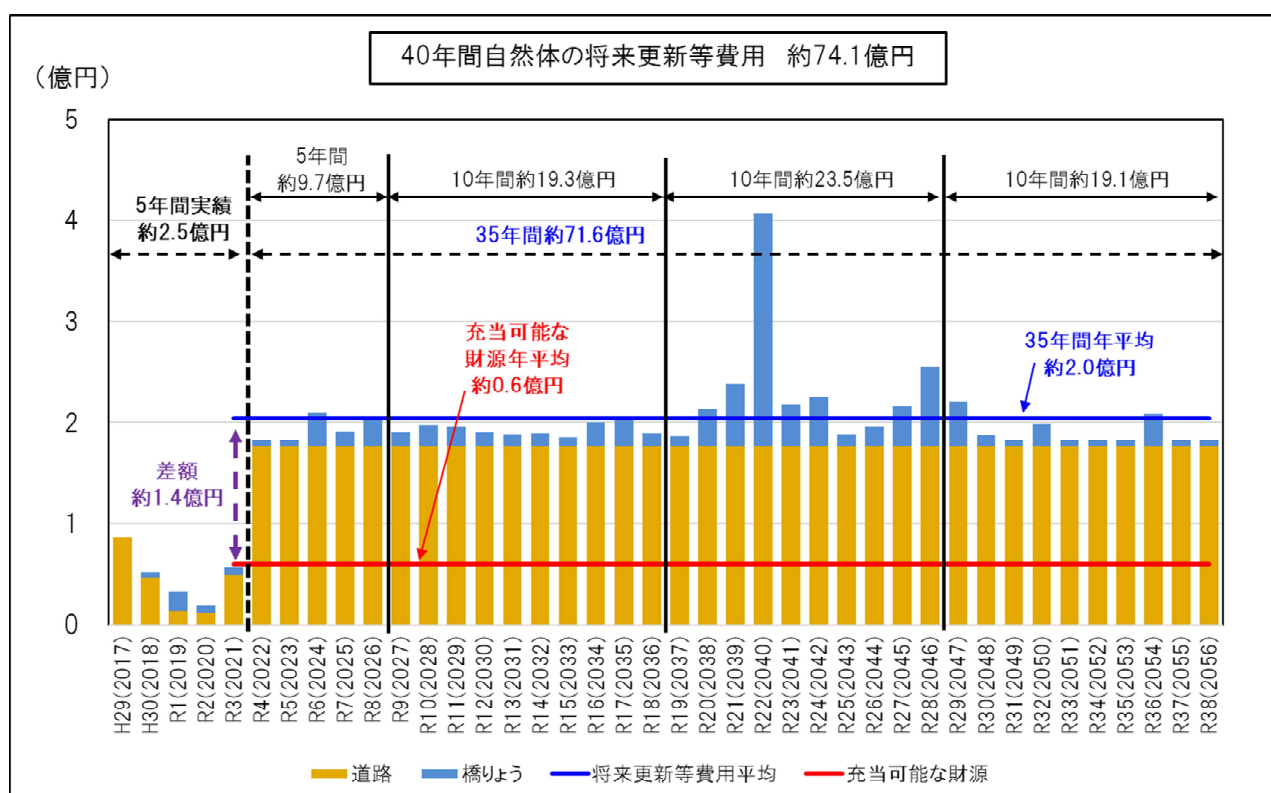


図 2-13 インフラ資産の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」では、林道は対象としていない。

※充当可能な財源：投資的経費実績額の平成 28 年度から令和 2 年度の 5 ヶ年平均。

ウ) 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

道路、橋りょうの長寿命化計画に基づき試算した結果、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間で約 55.5 億円となり、耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較して、約 18.6 億円の縮減となります。今後の見通しとしては、令和 4 年度から令和 38 年度までの 35 年間で約 53.0 億円、年平均で約 1.5 億円が必要となり、充当可能な財源（過去 5 年間のインフラ資産にかかる投資的経費の実績）年平均約 0.6 億円に対し、約 0.9 億円の超過となります。

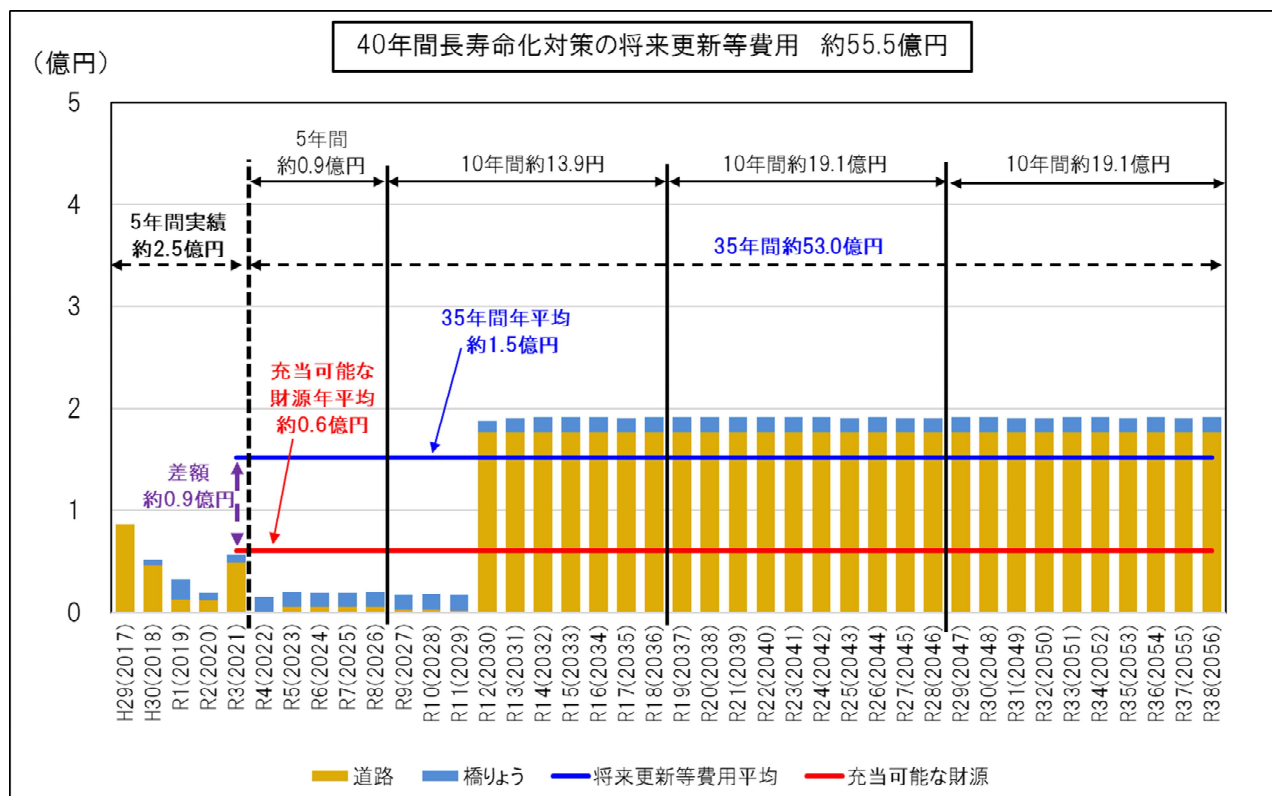


図 2-14 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込

※充当可能な財源：投資的経費実績額の平成 28 年度から令和 2 年度の 5 ヶ年平均。

表 2-7 長寿命化対策による効果（インフラ資産）

	H29～R8 (10 年間)	R9～R18 (10 年間)	R19～R28 (10 年間)	R29～R38 (10 年間)	合計 (40 年間)	40 年間の 平均
単純更新	約 12.2 億円 (実績 約 2.5 億円)	約 19.3 億円	約 23.5 億円	約 19.1 億円	約 74.1 億円	約 1.9 億円
長寿命化 対策	約 3.4 億円 (同上)	約 13.9 億円	約 19.1 億円	約 19.1 億円	約 55.5 億円	約 1.4 億円
効果 (差)	約 8.8 億円	約 5.4 億円	約 4.4 億円	－	約 18.6 億円	約 0.5 億円

③ 公共施設等（公共施設＋インフラ資産）

ア）耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み

長瀬町が所有する公共施設等（公共施設＋インフラ資産）を今後も維持し続けた場合に必要となる更新等にかかる費用は、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間に約 205.5 億円と推計され、今後、35 年間の費用は約 200.2 億円となり、これを年平均に置き換えてみると約 5.7 億円/年と試算されます。過去 5 年間の公共施設等にかかる投資的経費実績額の平均である約 1.1 億円/年と比較すると、年間約 4.6 億円の不足が生じることとなります。

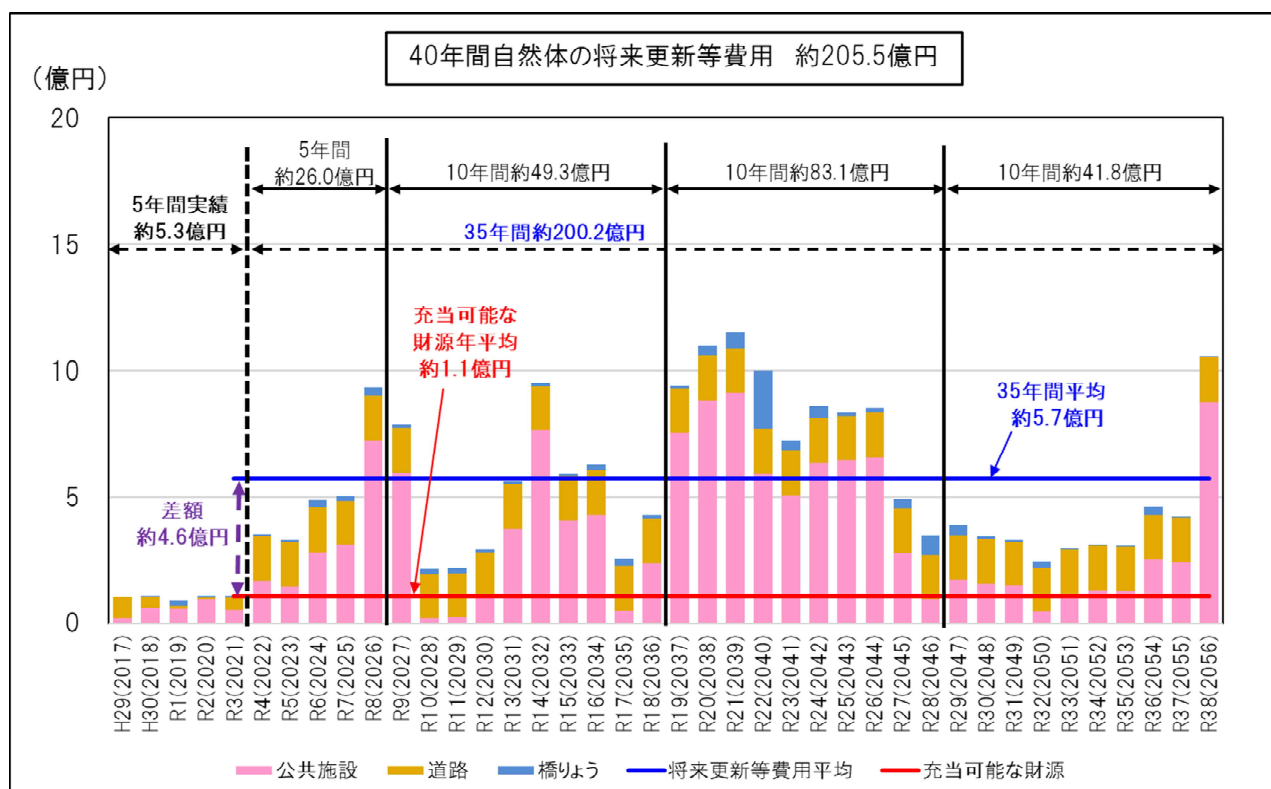


図 2-15 公共施設等（公共施設＋インフラ資産）の将来の更新等費用の推計

※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※「公共施設等更新費用試算ソフト」では、林道は対象としていない。

※充当可能な財源：投資的経費実績額の平成 28 年度から令和 2 年度の 5 ヶ年平均。

イ) 公共施設等（公共施設＋インフラ資産）の長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

公共施設等（公共施設＋インフラ資産）の長寿命化対策を反映した場合の費用見込みは、平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間で約 120.2 億円となり、耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）と比較して、約 85.3 億円の縮減となります。

また、残りの計画期間である令和 4 年度から令和 38 年度までの 35 年間で約 114.9 億円、年平均で約 3.3 億円が必要となり、充当可能な財源（過去 5 年間の公共施設にかかる投資的経費の実績）年平均約 1.1 億円に対し、約 2.2 億円の超過となります。

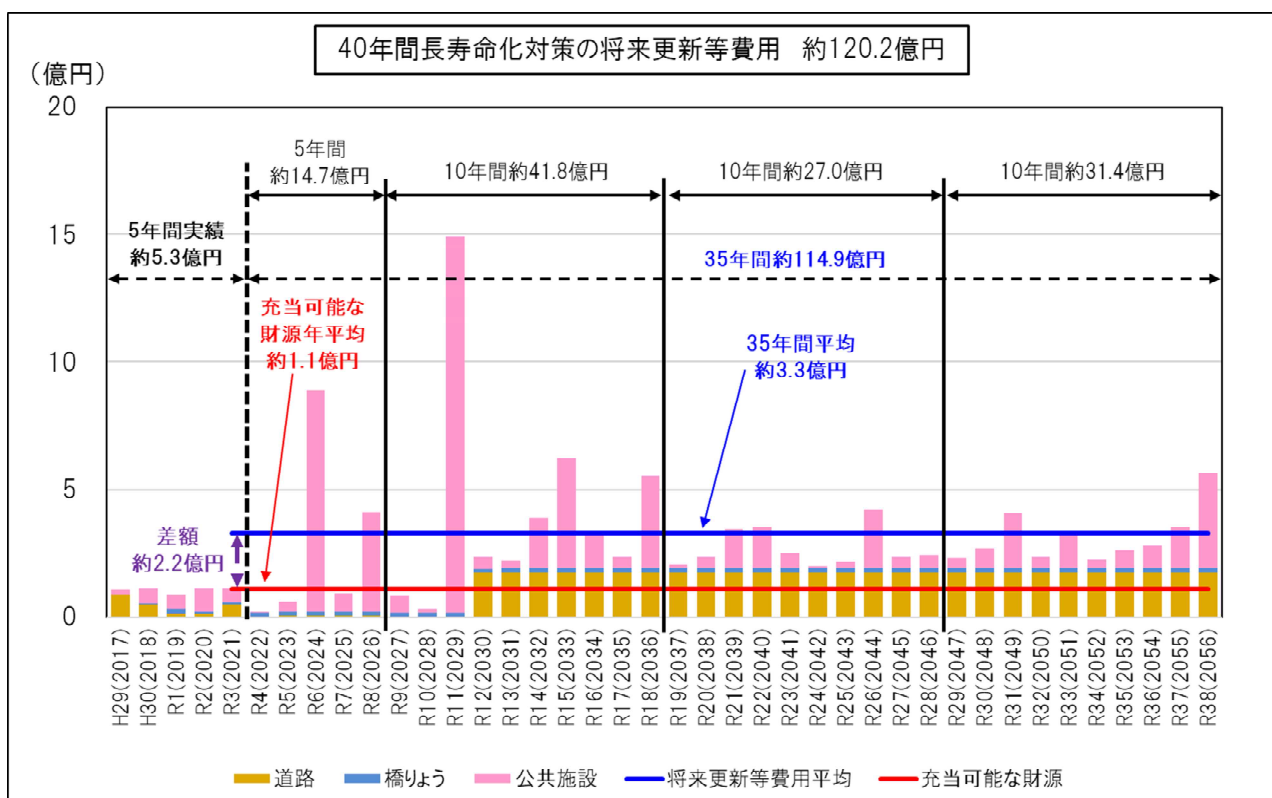


図 2-16 公共施設等の長寿命化対策を反映した場合の将来更新等費用の見込み

※充当可能な財源：投資的経費実績額の平成 28 年度から令和 2 年度の 5 ヶ年平均。

表 2-8 長寿命化対策による効果（公共施設＋インフラ資産）

	H29～R8 (10 年間)	R9～R18 (10 年間)	R19～R28 (10 年間)	R29～R38 (10 年間)	合計 (40 年間)	40 年間の 平均
単純更新	約 31.3 億円 (実績約 5.3 億円)	約 49.3 億円	約 83.1 億円	約 41.8 億円	約 205.5 億円	約 5.1 億円
長寿命化 対策	約 20.0 億円 (同上)	約 41.8 億円	約 27.0 億円	約 31.4 億円	約 120.2 億円	約 3.0 億円
効果 (差)	約 12 億円	約 7 億円	約 58 億円	約 8 億円	約 85 億円	約 2.1 億円

ウ) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る整理

総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせ、平成 29 年度から令和 38 年度までにおける 10 年間及び 40 年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、下記のとおりです。

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(10年間)

【 2017 年度から10年間】

今後 10年間の 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

	維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	150	1,371	138	1,659	1,914	-255	54
	インフラ施設(b)	6	0	336	341	1,219	-877	56
	計(a+b)	155	1,371	474	2,000	3,132	-1,132	110
公営事業会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	0	0	0	0	0	0	0
	計(c+d)	0	0	0	0	0	0	0
建築物合計(a+c)		150	1,371	138	1,659	1,914	-255	54
インフラ施設(b+d)		6	0	336	341	1,219	-877	56
合計(a+b+c+d)		155	1,371	474	2,000	3,132	-1,132	110

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式(30年以上)

【 2017 年度から 2056 年度】

今後 40 年間の 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	1,077	3,858	1,525	6,460	13,143	-6,683	54
	インフラ施設(b)	38	0	5,519	5,557	7,403	-1,846	56
	計(a+b)	1,115	3,858	7,044	12,017	20,547	-8,529	110
公営事業会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	0	0	0	0	0	0	0
	計(c+d)	0	0	0	0	0	0	0
建築物合計(a+c)		1,077	3,858	1,525	6,460	13,143	-6,683	54
インフラ施設(b+d)		38	0	5,519	5,557	7,403	-1,846	56
合計(a+b+c+d)		1,115	3,858	7,044	12,017	20,547	-8,529	110

【備考】

※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設:道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修:公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

2-4. 現状や課題に関する基本認識

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

■ 人口の現状及び将来の見通しからみた課題

長瀬町の総人口は、昭和 60 年より減少しており、今後も減少が続く見通しです。また、年齢 3 階層別の人口構成比をみると、年少人口、生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加しています。今後もこの傾向は続くと推計されており、少子高齢化が進行する見通しです。

このことから、人口減少を考慮した公共施設の適正な規模や配置、世代構成の変化による住民ニーズの変化への対応を検討し、適切に対応していく必要があります。

■ 財政の現状及び将来の見通しからみた課題

長瀬町の財政状況は、生産年齢人口の減少等に伴い地方税収入は減少しており、今後も大幅な増加は見込めない状況です。また、歳出は、少子高齢化の影響により扶助費が増加しており、公共施設等を整備するために当てられる財源の確保は一層困難になると予測されます。

限りある財源のなか、今後の厳しい財政状況を見据えた、公共施設等の効率的な維持管理や運営方法について検討していく必要があります。

■ 公共施設等の現状及び将来の見通しからみた課題

長瀬町が保有する公共施設を建築年別にみると、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて学校教育系施設を中心に集中的に整備されており、建築後 30 年以上が経過していることから、老朽化が進行しています。

施設の老朽化に伴う機能の低下が懸念されるなか、安定した公共サービスの提供や、施設の安全性確保に向けた計画的な維持管理が必要となります。

特に、「保健センター」や「中央公民館」の老朽化が進んでおり、早急な対応が求められています。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1. 公共施設等マネジメントの基本方針

(1) 基本方針

現状や課題に関する基本認識を踏まえて、公共施設等の全体のあり方を考え、限られた財源をより有効的に活用しながら、安全に安心して利用できる公共施設等を次世代に引き継いでいくために「公共施設等マネジメント※」を推進します。

長瀬町における公共施設等マネジメントの基本方針を以下のとおりとします。

基本方針 1 施設の規模や配置の適正化

人口構造の変化による住民ニーズの変化等を勘案し、必要な公共サービスの水準を維持しつつ、快適なまちづくりの実現に向けた施設の規模や配置の適正化を図ります。

＜公共施設等の保有量適正化の方向性＞

将来にわたり公共サービスを提供し続けるために、下記の取り組みなどにより、公共施設等の保有量の適正化を図ります。

【公共施設】

○新規整備は抑制し、必要最低限とします。

○老朽化して活用が見込めない施設は積極的に処分します。

○本町は市町村合併を行っていないことから、機能が重複する施設がないこと、同様の施設が複数ある場合でも小規模であり必要最低限の施設数となっているため、現時点での保有量を適正量として維持管理していきます。

○既存施設を保有していくために、建物の長寿命化を図り、費用の抑制・平準化を行います。

○町が保有する必要性が低い施設については、適宜、地元や民間等へ譲渡や売却を行います。

【インフラ資産】

○インフラ資産の道路、橋りょうは、社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

※ 公共施設等マネジメント：各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して、将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組み。

基本方針 2 コストの縮減と財源確保

省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化等の様々な取り組みや、民間活力の導入の検討により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を行います。

基本方針 3 計画的な保全による施設の安全性の確保

安全で安心して利用できる施設を提供していくため、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の性能や安全性を確保するとともに、更新等にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担を軽減します。

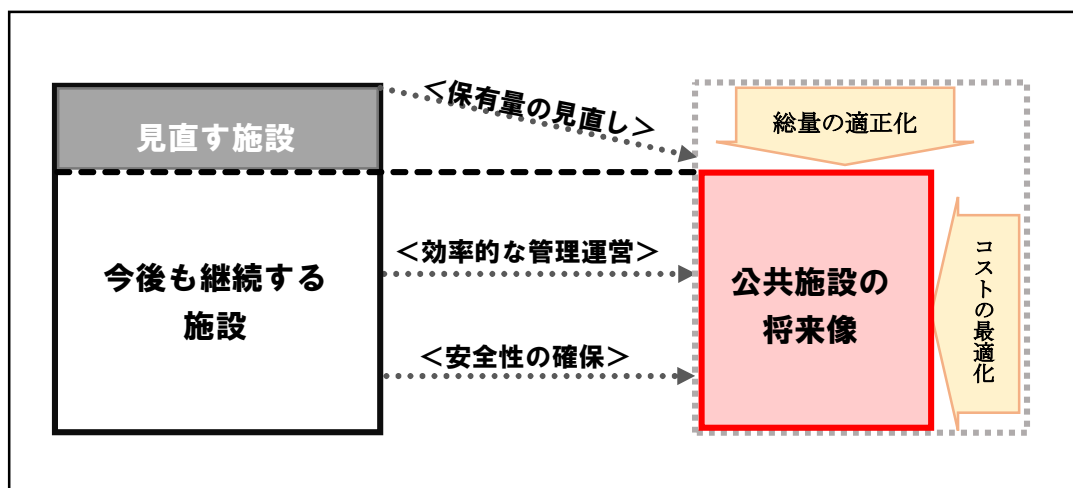


図 3-1 公共施設の目指すべき姿のイメージ

3-2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「公共施設等マネジメントの基本方針」を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を以下に整理します。

(1) 点検・診断の実施方針

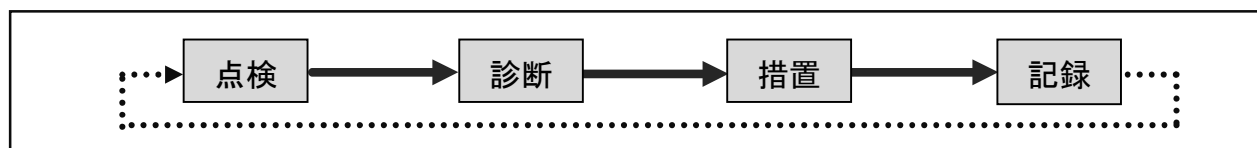
■ 計画的な点検・診断の実施

- 国・県の基準やマニュアル等を踏まえた「法定点検」に加え、施設管理者等が自ら行う「日常点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。

■ メンテナンスサイクルの構築

- 点検・診断の結果、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録するとともに履歴データの蓄積により、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組みます。

図 3-2 メンテナンスサイクルのイメージ



(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

■ 予防保全型の維持管理

- 建築物については、予防的な保全を実施する「予防保全」と、対症療法的な保全を実施する「事後保全」により、管理することを基本とします。
- 一定規模以上の建築物については、長期利用を図るため、部位・部材等の修繕周期や点検・診断の結果を踏まえ、計画的かつ適切な時期に修繕等を効率的に実施することで、施設性能の低下や事故を未然に防ぐ、予防保全型の維持管理を実施します。

■ 計画的な更新等の実施

- 施設の更新等については、日常的・定期的な点検の結果から施設の劣化状況や利用状況等を踏まえ、適切な工事の実施時期及び手法等について検討し、計画的な更新等を実施します。

■ 効率的・効果的な維持管理・運営

- 効率的・効果的な維持管理・運営を実現するために、民間活力の導入等による運営方法の見直しや、施設の更新に合わせて減築や長寿命化、省エネルギー対策等

への取り組みにより、トータルコストの縮減に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

■ 劣化や損傷等への措置

- 点検・診断等により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修、更新等の必要な措置を講じます。
- 用途廃止された施設等で、安全性に問題のない建物については、用途転用の他、民間への売却、貸付、譲渡等により有効活用を図ります。

■ 危険施設への対策

- 老朽化が進行し高度の危険性が確認された施設や、供用廃止となり今後も利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等の対策を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

■ 耐震化の推進

- 公共施設等は、災害時の拠点施設やライフライン施設の機能確保の必要があるため、災害時でも利用者の安全確保や安定した供給等が行われるよう、各施設の特性や利用状況を踏まえるとともに、緊急性、重要性を考慮のうえ、優先順位を定めた上で計画的に耐震化を進めます。

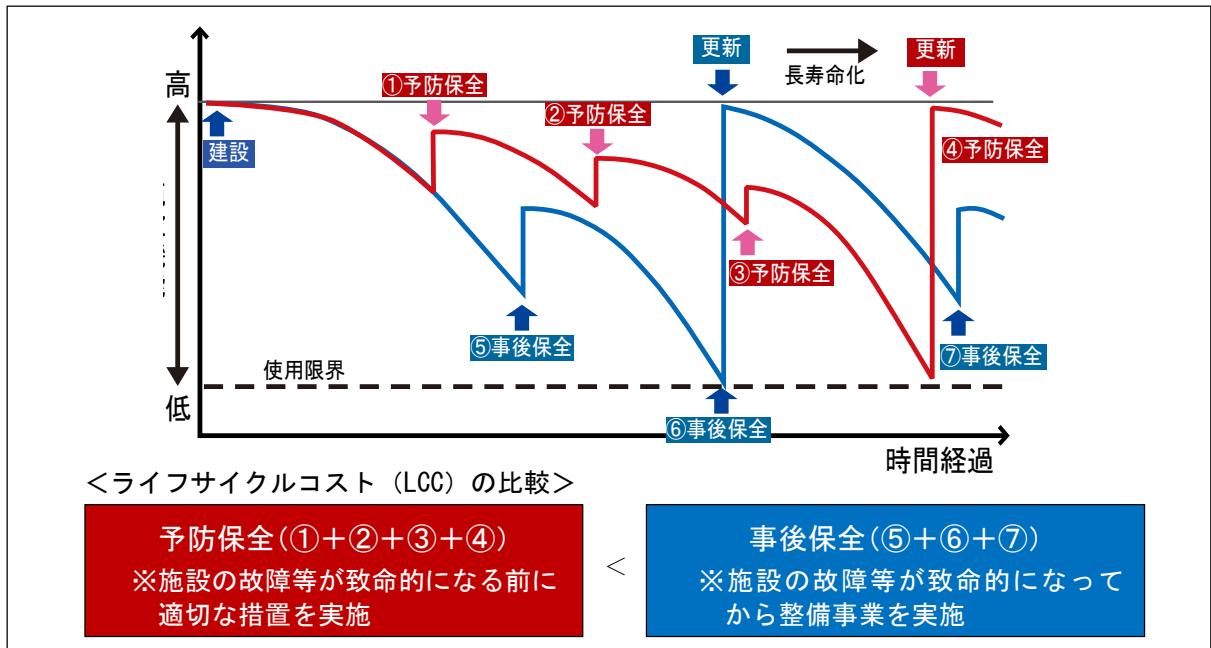
(5) 長寿命化の実施方針

■ 長寿命化の推進

- 今後も継続して保有する施設は、予防保全型の維持管理や適切な時期の改修等により、計画的に長寿命化を推進し、施設の耐久性の向上とライフサイクルコスト（LCC）※の縮減に努めます。
- 日常的・定期的な点検と劣化状況調査により、機能や性能の劣化などの施設の状況を早期かつ的確に把握し、故障・事故を未然に防ぐことで、必要経費を縮減し、財政負担の平準化を図ります。

※ライフサイクルコスト（LCC）：企画・設計段階から建設、維持管理、廃棄にいたる過程で必要な経費の合計額。

図 3-3 長寿命化のイメージ



■ 快適性・機能の向上

- 計画的な修繕・更新等を行い、建築物の耐久性を確保するとともに、将来の人口動態や需要の変化を勘案し、新たに要求される性能を満たし、住民が利用しやすい施設を維持します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進

■ 時代や住民ニーズに即した施設性能の向上

- 障がい者や高齢者などが安心して生活することができる社会をつくるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、既存の公共施設の計画的なバリアフリー化を進めます。
- 建替え、更新などの新たな施設については、ユニバーサルデザインの導入等を進め、時代や住民ニーズに即した施設性能の向上に努めます。
- 計画的に道路改修等を進めるなかで、歩行空間の確保、段差の解消、歩道への視覚障害者誘導用ブロックなど、道路空間におけるバリアフリー化に努めます。

(7) 統合や廃止の推進方針

■ 施設規模や配置の適正化

- 現時点で保有する建物を維持管理していくことを目標に、劣化状況、住民ニーズ等を踏まえ、地域の実情に応じた適正な配置に取り組みます。そのため、施設の複合化、転用も検討していきます。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1. 公共施設

(1) 住民文化系施設

① 現状

大分類	中分類	主な施設
住民文化系施設	集会施設	中央公民館、井戸風布地区コミュニティ集会所、 長瀬町憩の家センター、岩田地区コミュニティ集会所、 風布地区コミュニティ集会所、 樋口地区コミュニティ集会所、野上コミュニティ集会所、 矢那瀬集落農業センター、唐沢集落農業センター、 下山集落農業センター、宮沢集落農業センター、 美しいむらづくり井戸農村センター、 袋団地集会所、塚越団地集会所

- 集会施設は、「中央公民館」や地区ごとの集会所など 14 施設です。
- イベントや各施設にて行われる講座や教室、クラブにより、住民のコミュニティづくりの場として定期的に利用されています。
- 「中央公民館」をはじめ、多くの施設で建築後 30 年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- 一部の施設を除いて地域の避難所として活用されています。

② 基本方針

- 民間活力の導入等を検討し、運営の効率化を図り、トータルコストの縮減に努めます。
- 避難所として指定されている施設も多いため、非常時でも施設の機能を維持し、住民の安全を確保できるよう、計画的な点検、診断の実施により老朽化の状況を把握し、適切な改修や修繕を実施します。
- 「中央公民館」は、老朽化が進んでいるため、点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施します。
- 「樋口地区コミュニティ集会所」は点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施します。

(2) 社会教育系施設

① 現状

大分類	中分類	主な施設
社会教育系施設	博物館等	郷土資料館、国指定重要文化財旧新井家住宅

- 博物館等は、「郷土資料館」、「国指定重要文化財旧新井家住宅」の2施設で、文化財等の保護や活用を推進する役割を担っています。幅広い年齢層に利用されているものの、入館者数は減少傾向となっています。
- 「郷土資料館」は、建築後30年以上が経過しており、施設の老朽化が進行しています。
- 「国指定重要文化財旧新井家住宅」は、定期的な修繕が必要な施設です。

② 基本方針

- 「郷土資料館」は、収蔵品を保管・活用する環境整備を行うとともに、計画的な点検、診断の実施により老朽化状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施します。
- 民間活力を導入した運営手法を検討するなど、利用の促進や運営の効率化を図ります。
- 「国指定重要文化財旧新井家住宅」は、定期的な修繕により、適切な維持管理に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

① 現状

大分類	中分類	主な施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合グラウンド管理棟・トイレ、町民プール
	レクリエーション施設・観光施設	観光情報館、サイクルステーション

- スポーツ施設は、「総合グラウンド管理棟・トイレ」、「町民プール」の2施設です。レクリエーション施設・観光施設は、「観光情報館」、「サイクルステーション」の2施設です。
- 「総合グラウンド管理棟・トイレ」は、町の直営であり、職員による定期的な点検・診断により、必要に応じて修繕を行っています。
- レクリエーション施設・観光施設は、観光情報の案内や発信源として利用されており、利用者は増加傾向です。また、2施設ともに指定管理者により、運営されています。

② 基本方針

- スポーツ施設は、今後も安定した利用需要が見込めることから、適切な維持管理を実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、民間活力の導入も検討し、運営の効率化を図ります。ただし、町民プールについては、廃止を含め検討します。
- レクリエーション施設・観光施設は、今後も観光客数の増加により、利用需要が高まることが予想されるため、サービスの向上や指定管理者との協働による適切な維持管理に努めます。

(4) 学校教育系施設

① 現状

大分類	中分類	主な施設
学校教育系施設	学校	長瀬第一小学校、長瀬第二小学校、長瀬中学校
	その他教育施設	学校給食センター

- 学校は、「長瀬第一小学校」、「長瀬第二小学校」、「長瀬中学校」の3施設、その他教育施設は、「学校給食センター」です。
- 少子化の影響により、児童・生徒数は減少傾向となっています。なお、児童・生徒数の減少により発生した余裕教室は、有効活用しています。
- すべての施設で、建築後30年以上が経過しておりますが、耐震改修・大規模改修を実施済みです。

② 基本方針

- 定期的な点検、診断の実施により老朽化の状況を把握し、計画的に改修や修繕を実施することで、安全な学校教育環境を確保します。
- 今後も少子化による、さらなる児童・生徒数の減少が予想されることから、学校の適正規模・適正配置化を検討していきます。

(5) 保健・福祉施設

① 現状

大分類	中分類	主な施設
保健・福祉施設	保健施設	保健センター
	社会福祉施設	高齢者障がい者いきいきセンター、 世代間交流支援センター、多世代ふれ愛ベース長瀬

- 保健施設は、「保健センター」、社会福祉施設は、「高齢者障がい者いきいきセンター」、「世代間交流支援センター」、「多世代ふれ愛ベース長瀬」の3施設です。
- 「保健センター」は、建築後40年近く経っており、老朽化が進行しています。なお、利用者は減少しているものの、各種検診事業等により活用されています。
- 社会福祉施設は、3施設ともに建築後20年未満の比較的新しい施設です。
- 「高齢者障がい者いきいきセンター」は、指定管理者により運営されています。
- 「世代間交流支援センター」は、時間帯により子育て支援・介護予防等の事業や放課後児童クラブ室の用途で利用されています。
- 「多世代ふれ愛ベース長瀬」は、多世代交流事業、ふれあい・生きがいくくり事業に利用されているほか、子育て支援拠点及び子育て世代包括支援センターとして活用されています。令和4年度から、子ども家庭総合支援拠点としても活用される予定です。

② 基本方針

- 「保健センター」は、老朽化が進行しているため、計画的な点検、診断の実施により老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施します。
- 「高齢者障がい者いきいきセンター」、「多世代ふれ愛ベース長瀬」は、点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施します。
- 「世代間交流支援センター」は、職員等により適宜、点検、修繕を行い、適切な維持管理を行います。

(6) 行政系施設

① 現状

大分類	中分類	主な施設
行政系施設	庁舎等	長瀬町役場
	その他行政系施設	長瀬地区コミュニティ消防センター (消防団第1分団第1部)、 本・中野上地区コミュニティ消防センター (消防団第1分団第2部)、 消防団第1分団第3部、消防団第2分団第1部、 消防団第2分団第2部、消防団第2分団第3部、 消防団第2分団第4部、消防倉庫、法人事務所

- 庁舎等は、「長瀬町役場」、その他行政系施設は、「長瀬地区コミュニティ消防センター（消防団第1分団第1部）」など9施設です。災害時の活動拠点施設や避難所として指定されている施設があります。
- 「長瀬町役場」は、建築後25年程度の施設です。委託業者による定期的な点検を実施し、適宜修繕を行っています。
- その他行政系施設は、「消防団第2分団第3部」など、老朽化が進行している施設があります。施設の安全性の確保のため、早急な対策が必要です。

② 基本方針

- 今後も公共サービスの向上を図るとともに、災害時の避難所としての機能を維持するため、安全性の確保と適切な維持管理に努めます。
- 「長瀬町役場」は、点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施するなど、長寿命化計画に基づく計画的な保全を行います。
- 「長瀬地区コミュニティ消防センター（消防団第1分団第1部）」は、点検・診断の実績により、老朽化の状況を把握し、計画的な改修や修繕を実施するなど、長寿命化計画に基づく計画的な保全を行います。
- 現在利用されていない消防倉庫は、土地の処分等も含め有効活用について検討します。
- その他行政系施設は、災害時にも施設の機能を維持するための、計画的な改修や修繕を実施します。

(7) 公営住宅

① 現状

大分類	中分類	主な施設
公営住宅	公営住宅	袋団地、塚越団地、根岸団地、蔵宮団地

- 公営住宅は、「袋団地」など4施設です。
- すべての施設で、建築後20年以上が経過していますが、「袋団地」、「塚越団地」は長寿命化計画に基づき、改修や修繕を実施しています。
- 「塚越団地」は、空室率の高さが懸念されます。

② 基本方針

- 「根岸団地」、「蔵宮団地」については、入居者の退去後に入居者募集を行わず、長期的には用途廃止とします。
- 今後も維持していく公営住宅については、「第2期長瀬町町営住宅長寿命化計画」に基づいた、計画的な施設の改修や修繕を実施します。
- 用途廃止した住宅については、順次、解体を進めます。

(8) 公園

① 現状

大分類	中分類	主な施設
公園	公園	蓬莱島公園（トイレ）、長瀬地区公園（トイレ）

- 地元住民の憩いの場としての利用だけではなく、魅力ある観光資源の1つとして、観光客にも利用されています。
- 長瀬地区公園は、指定緊急避難場所に指定されています。
- 職員による日常点検を行い、適宜修繕を実施しています。

② 基本方針

- 観光客の増加等により今後も利用者の増加が見込まれることから、定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

(9) その他

① 現状

大分類	中分類	主な施設
その他	その他	岩畳観光トイレ、長瀬駅前観光トイレ、 彩の国観光トイレ、宝登山観光トイレ、 野上駅前観光トイレ、岩田観光トイレ、 宝登山並木参道公衆トイレ、花の里公衆トイレ、 公衆トイレ（上袋区高砂弁財天境内）、 公衆トイレ（小坂区諏訪神社境内）、 長瀬アルプス観光トイレ

- その他は、「長瀬駅前観光トイレ」など 11 施設です。
- 老朽化が進行している施設があり、今後の施設のあり方について検討が必要です。

② 基本方針

- 定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努めるとともに、利用状況等を考慮し、施設のあり方について検討します。

4-2. インフラ資産

(1) 道路、林道

① 現状

種別		数量	
道路	一級町道	延長	8,953 m
		面積	79,132 m ²
	二級町道	延長	14,218 m
		面積	76,822 m ²
	その他の町道	延長	170,406 m
		面積	407,920 m ²
	計	延長	193,577 m
		面積	563,874 m ²
林道		延長	12,026 m

② 基本方針

- 道路は、予防保全型の維持管理への転換を図り、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等にかかる費用の平準化に努めます。
- 国道・県道の補完道路として、町内各地を結ぶ重要路線である幹線道路の拡幅改良を行います。また、町民の日常生活向上を図るため、狭あい生活道路の拡幅等に取り組みます。
- 林道は、定期的な点検や修繕などの実施により、適切な維持管理に努めます。

(2) 橋りょう

① 現状

種別	数量	
橋りょう	延長	769 m
	面積	2,624 m ²

- 本町が管理する橋りょうの中で、架設後 30 年以上経過した橋りょうは全体の約 90%を占めているため、近い将来一斉に架替時期を迎えることが予想されます。

② 基本方針

- 定期点検（概略点検）や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋りょうの損傷を早期に発見するとともに健全度を把握し、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋りょうの延命化を目標とし、修繕及び架替えに要するコストの縮減と費用の平準化を図ります。
- 対象の橋りょうの設定項目について、点数化した「橋りょうの諸元重要度」と、各橋りょうの損傷状況「橋りょうの健全度」を点数化したものの両方を勘案して修繕の優先順位を設定します。
- 諸元重要度の設定では「通学路となる橋りょう」、「迂回路のない橋りょう」を最も重要な項目とします。

5.推進体制

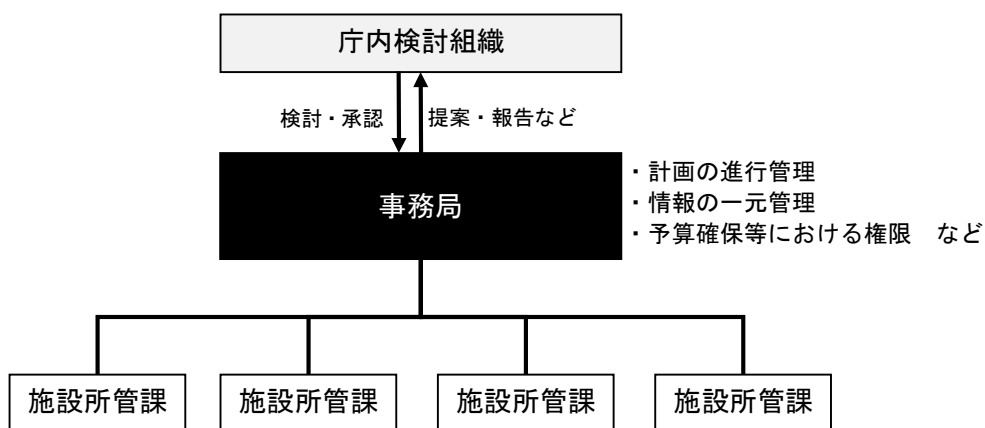
5-1. 全庁的な取り組み体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取り組み体制

公共施設等マネジメントに主体的な取り組み部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取り組み体制を構築します。

また、全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置し、計画の進捗状況を定期的に確認します。

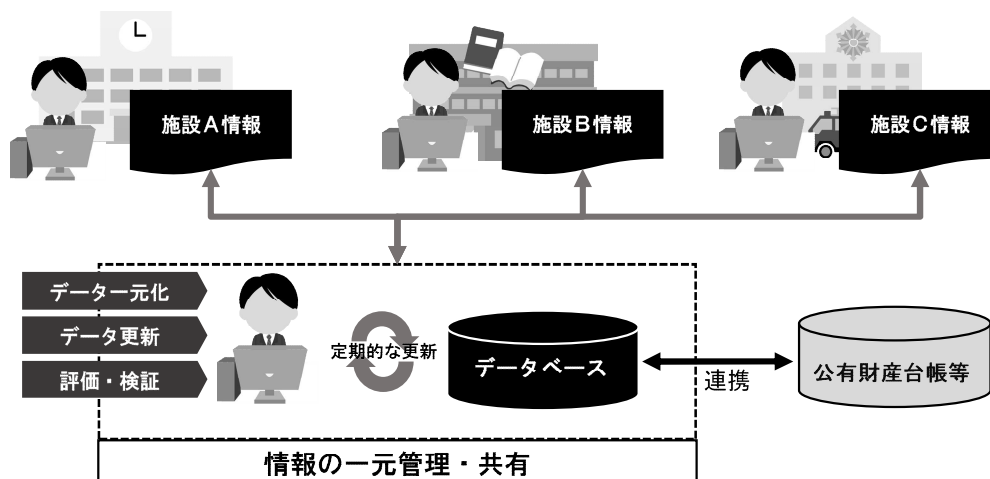
図 5-1 全庁的な取り組み体制のイメージ



(2) 情報の一元管理

施設所管課が主体となり、定期点検や劣化状況調査等を実施するとともに、施設所管課が把握している施設ごとの情報について、一元的に管理・共有化するために、施設情報のデータベース化を進め、施設情報を継続的に更新し、活用できる全庁的な取り組みを構築します。

図 5-2 全庁的な取り組み体制のイメージ

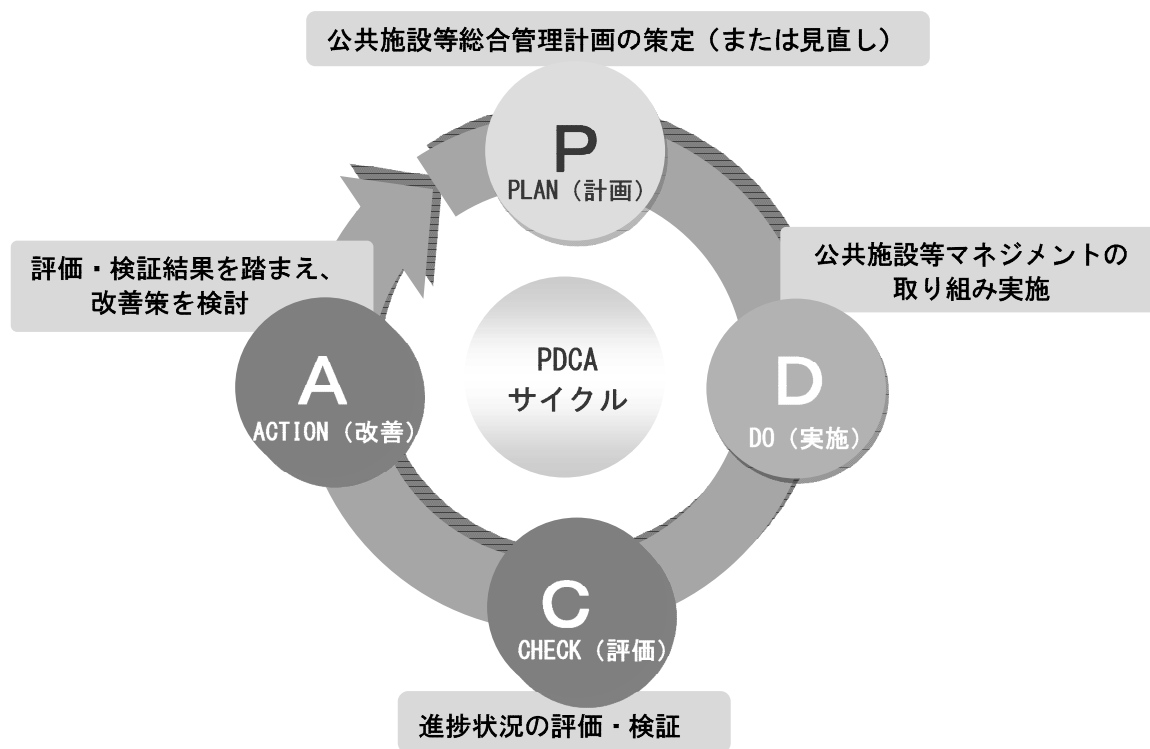


5-2. フォローアップの実施方針

(1) PDCA サイクルによる計画の推進

PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルにより、取り組みの進捗管理や改善を行い、本計画に沿った公共施設等マネジメントを推進します。

図 5-3 全庁的な取り組み体制のイメージ



(2) 住民との情報共有

計画を推進するためには、住民と情報や意識を共有することが重要であるため、取り組み状況などについて、町のホームページや広報等を活用した情報公開に努めます。

資料編

資-1. 公共施設等の将来の更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- ◆ 物価変動率、落札率等は考慮しない。
- ◆ 公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する。
- ◆ 建築後、30年で大規模改修を実施（但し、大規模改修の実績がある施設は除く）。
- ◆ 建築後、60年で更新（建替え）を実施。
- ◆ 平成28年度時点で大規模改修の実施年の概ね30年を経過している施設は、積み残しとして平成29年から10年間で処理（但し、大規模改修の実績がある施設は除く）。
- ◆ 更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用。

表 資-1 公共施設の更新等費用の単価

単位：万円/㎡

施設類型	大規模改修	更新
住民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
学校教育系施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
その他	20	36

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

(2) インフラ資産

① 道路

◆ 更新年数：15 年

※ 舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年の年数を踏まえて 15 年とする。

◆ 更新費用：全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定。

◆ 更新費用単価：道路（1 級、2 級、その他）：4,700 円/㎡

② 橋りょう

◆ 耐用年数：60 年

◆ 更新費用：総面積を更新年数で割った面積を 1 年間の更新量と仮定し、更新費用単価を乗じることにより更新費用を試算。

◆ 更新費用単価：448 千円/㎡

※ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用。

長瀬町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改訂

長瀬町 企画財政課

〒369-1392

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

TEL 0494-66-3111（代表）